

第2編 地震・津波災害対策編

第2編 地震・津波災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

建設部 関係各部

大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害のほか、地震による津波の発生など、市全体に大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼすことが予想される。これら災害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物の耐震化、不燃化の促進に加え住宅密集地などの面的な視点からの取組みなど地震・津波対策が必要となる。

こうした観点から、旧町部地区等の市街地をはじめとする住宅密集地の整備を行う際にも地震・津波災害対応を考慮した事業を実施することとし、津波高を想定した海岸保全施設等の整備事業、液状化を防止するための対策、土砂崩れ等の災害に備えて実施する地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業や砂防、治山事業についても緊急度、重要度を考慮して展開することとする。

また、関係機関等と連携を図り、平常時から河川、海岸、道路その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、あらゆる防災・減災対策事業を計画的かつ総合的に推進する。

公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、震災時における緊急輸送等、復旧の基本となるものである。

このため、国、県、市町村及び関係機関は、連絡調整を密にし、公共土木施設等のバランスのとれた整備促進に努めるとともに耐震性強化を推進する。

構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急輸送道路における橋梁など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。

また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていくとともに、被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。

1 計画的なまちづくり

市は、安全・安心なまちづくりに向けた各種施策を実施するため、地域防災計画と総合計画及び都市計画マスタープランなど、まちづくりの方針と有機的な連携を図りながら、計画的なまちづくりを推進する。

2 災害に強いまちづくり

(1) 地震に強いまちづくり

ア 防災ブロックの形成

大規模な地震が発生した場合、最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地の大火から市民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において延焼遮断帯で囲まれたブロックの形成を目指す。

(イ) 延焼遮断帯の整備

延焼火災には、市街地をブロック化し、延焼遮断帯で囲むことにより、隣接ブロ

ックへ延焼しないような対策を講じることが重要である。このため、市は、国、県及び防災関係機関と連携し、带状の都市施設である道路、河川、公園（緑地）を骨格とし、必要に応じて建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

(イ) 防災ブロックの形成

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。このため、市は、防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、国、県及び防災関係機関と密接な連携を図るものとする。

イ 防災空間の整備拡大

震災が発生したとき、避難者の安全確保のための避難路や避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「防災都市づくり」の基本的課題である。

震災時において、公園・緑地や道路、河川等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、一時集合場所や地域の防災活動の拠点等の防災空間として活用することができる。このため、防災空間として、公園・緑地、道路、河川、海岸等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

(ア) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、良好な風致、景観を備えた地域環境を形成する機能、都市住民のレクリエーションの場としての機能、環境を保全する場としての機能のほかに、震災時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。このことから、市は、市民が日常的に利用できる公園、緑地の整備促進に努めるとともに、県その他防災関係機関と連携し、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

(イ) 道路の整備

道路は、都市活動を支える根幹的な都市施設であり、震災時には避難、救援、消防等に係る輸送活動に重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このことから、市は、道路の整備にあたって、国（国土交通省等）、県等の関係機関と連携し、幅員の確保、電線類の地中化、多重アクセスが可能なネットワーク化等防災面にも十分配慮した整備を進める。

(ウ) 河川・海岸の整備

河川・海岸は、津波の危険にさらされる場所である一方、危険が去った後は、物資輸送の拠点等防災活動の拠点として市街地の貴重なオープンスペースとなる。このことから、市は、国（国土交通省等）、県等の関係機関と連携し、防災面にも考慮した河川・海岸におけるオープンスペースの確保に努める。

(エ) 港湾等の整備

港湾内には、多目的に利用可能なオープンスペースが比較的確保しやすいこと

から、震災直後から復旧・復興に至る時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい。このことから、市は、国（国土交通省、農林水産省等）、県等の関係機関と連携し、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として港湾緑地等の活用、整備促進に努める。

ウ 建築物の耐震不燃化の促進

大規模な地震が発生し、建築物が震動や火災により甚大な被害を受けることを可能な限り防ぐため、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震不燃化を促進し、安全で住みよいまちづくりを目指す。

(7) 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置が講じられているところである。市は、今後とも大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物について、防災上の各種の措置の徹底を建築士、施工者に指導していく。

(イ) 建築物の耐震化

a 防災活動の拠点となる市有建築物の耐震性確保

震災時において防災活動の拠点となる市庁舎、消防署、被災者の収容施設となる公立学校等が地震によって大きな被害を受けるようなことがあると、応急対策活動の遂行に大きな障害となる。そこで、市有の施設について、重要度の高いものから順に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修、建替え等を行う。また、建物本体だけでなく、震災後においても機能確保が図られるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、消防用設備等も同様に耐震性向上に努める。

b 社会福祉施設の耐震性確保

要配慮者（避難行動要支援者）が入・通所している社会福祉施設が地震によって大きな被害を受けると、要配慮者（避難行動要支援者）を中心に多くの人的被害が発生することになる。そこで市は、これらの施設の耐震診断及び耐震改修等を実施又は指導し、被害の未然防止に努める。

c 住宅の耐震性の向上

住宅の耐震性向上のため耐震化に関する市民への啓発に努めるとともに、市民からの相談を積極的に受ける体制を整える。

また、県と連携して、木造住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行い、住宅の耐震改修を促進する。

(ウ) 建築物の落下物対策・ブロック塀対策の推進

地震発生時には、多くの落下物やブロック塀の倒壊が発生し、死傷、道路障害物発生の大きな要因となる可能性がある。そこで市は、建築物における天井の崩落防止等の落下物対策・ブロック塀対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対しての啓発・指導を行う。

(2) 津波に強いまちづくり

ア 津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、呉羽山断層帯を震源とする地震が発生した場合、津波到達時間が極めて短いことを考慮するとともに、人流データ分析や県民アンケート、市民アンケートで把握した令和6年能登半島地震における避難行動の実態を踏まえ、津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

このことから、中長期的には、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル、避難路・避難階段など避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化、開発抑制、移転の促進に加え、地域のレジリエンスを高める「E c o D R R（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

イ 公共施設配置の考え方

行政関連施設、要配慮者（避難行動要支援者）に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう計画的に整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災対策等を図る。また、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、万全を期するものとする。

ウ 避難関連施設の整備

避難場所の整備にあたっては、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民への周知徹底を図る。

津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなど、緊急時において確実に避難ができるような体制の構築に努める。

エ 避難路等の整備

市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ有効な避難路等の検討を行い、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状

化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全の確保を図るものとする。

また、市は、地域の特性に応じた避難施設、避難経路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

オ 建築物の安全化

施設管理者と連携し、不特定多数の者が使用する施設並びに学校、医療機関及び消防施設、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性が確保されるよう配慮する。

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

3 地域防災拠点の整備

地域防災拠点は、応急復旧活動を行うために必要な空間が十分確保できること、避難する市民の収容能力があること、他の防災活動拠点等との円滑な連携が図れることなどを念頭に置き、小学校を基本とし、情報の受・発信機能の確保強化や最低限の非常用食料・飲料水の備蓄等に努める。避難活動に必要な資機材については、計画的に配備するほか、現在、防災用資機材を常備（今後の計画的配備分を含む。）している田中小学校備蓄倉庫、中滑川複合施設「メリカ」備蓄倉庫及び滑川消防署との連携を強化し、小学校との効果的な運用を図る。

また、日頃から市民の防災意識の高揚を図るため、地域ごとに自主防災組織の結成を促進し、災害発生時において円滑な避難活動等が行えるよう小学校単位での防災訓練の実施に努める。

4 公共土木施設等の耐震性等強化

公共土木施設等は都市基盤の根幹をなし、大規模な地震が発生した場合、輸送等において災害応急対策活動の成否を左右するものである。そのため、これら公共土木施設等の耐震性強化を図り、被害の防止はもちろんのこと、災害時にも十分な機能を果たす施設づくりを目指す。

また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていくとともに、被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。

(1) 道路・橋梁の耐震性強化

道路・橋梁は、震災時における避難、消防、医療、輸送等の基盤となる施設である。そこで市は、道路・橋梁が地震時においてもその機能を十分発揮できるよう、国（国土交通省等）、県と連携をとりながら耐震性の強化に努める。その際、緊急輸送道路等重要路線を優先して行う。

(2) 河川、港湾、漁港施設の整備

ア 河川の整備

河川巡視等により適切な日常管理を行うとともに、耐震性の不足している河川構

造物等について緊急度の高いものから順次対策工事を進める。

イ 港湾・漁港施設の整備

地震が発生すると、港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たす。そこで市は、地震による被害を最小限にするため、国（国土交通省、農林水産省等）、県等の関係機関と連携し、滑川漁港及び高月漁港において老朽化の著しい施設の改修等、施設機能の保持に努める。

ウ 農業用排水施設の整備

頭首工及び用排水路等の農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想される。そこで市は、耐震性の低い施設、老朽化の著しい施設や建設後の条件変化により脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備を進める。

(3) 土砂災害の防止

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多くの被害を受ける可能性があることから、土砂災害のおそれのある箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「土砂災害危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努めるとともに、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等に努める。

また、ハザードマップの配布等により、土砂災害危険箇所の周知や土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備に努める。

ア 急傾斜地の安全対策

- (ア) 市は、日頃から県及び防災関係機関と連携しながら、崩壊防止施設の点検に努める。
- (イ) 豪雨や地震に伴う崩壊により、市民に危害が生じると想定される危険区域について、県と連携し、地域住民への周知に努める。
- (ウ) 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適正な管理に努める。

イ 土石流、山地災害、地すべり等の防止

土砂災害の形態としては、地震に起因する人家周辺のがけ崩れ等による一次災害のほか、山地、水源部では地震による山腹崩壊や地すべりによる崩壊によって河道の閉塞を生じ、その後の降雨や融雪などによる土石流が原因となって下流河川の氾濫を引き起こすなどの二次災害が想定される。

- (ア) 土砂災害危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から地域住民へこれらの箇所の周知に努める。
- (イ) 県及び関係機関と連携し、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。

(ウ) 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害を発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤など、地域一帯の総合的な対策を進め、被害の発生防止又は軽減に努める。

ウ 「土砂災害防止法」の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。

5 地盤の液状化対策の推進

(1) 液状化に関する知識の普及啓発

県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化の恐れのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努めるものとする。

また、市は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、液状化マップ等により地盤の液状化発生仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域、過去に生じた液状化被害の記録など液状化に関する知識の普及啓発、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

(2) 地盤改良、液状化対策工法の推進

市有施設の建設にあたって、地盤改良等による液状化発生防止対策や液状化発生時においても施設の被害を未然に防止する対策等を適切に実施する。また、民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。

6 ライフライン施設等の機能の確保

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。

このため、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国および県と連携しながら、ライフライン関連施設の機能確保を図るため、耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保や、オフグリッド化等の取組みの検討を進める。

ライフライン施設の機能の確保策を講じるにあたっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備等を図る。

7 市民・事業者等による防災まちづくりの推進

(1) 市民の取り組み

ア 効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、市と相互に

連携を図りながらまちづくりに取り組む。

イ 日常的な地域の防災上の課題等を把握する。

ウ 災害に強い、防災まちづくりの実現に向け、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなど自発的なまちづくりへ参加する。

(2) 事業所・企業の取り組み

ア 開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水施設、雨水調整池など必要な施設整備をする。

イ 開発等を行う地域やその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

ウ 災害危険箇所等の開発行為に適当でない区域は、開発計画に含めないようにする。また、やむを得ず含める場合は、必要な安全対策を行うことにする。

第2節 防災知識の普及

関係各部

市は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習得する機会を設け、防災知識の普及に努めるものとする。

また、災害時には行政自体も被災する等により防災対応に限界があることから、市民に対しても「自らの身は自らで守る。みんなのまちはみんなで守る。」という防災意識の高揚を図るとともに、地域の防災行動力の向上に努め、複合的といわれる地震災害から被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、気候変動の影響も踏まえつつ、防災広報、防災教育、講演会などを積極的に実施し、防災意識の高揚、市民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。

1 防災意識の高揚

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、市民をはじめ各防災関係機関等が、地震・津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に努めるものとする。

また、東日本大震災や能登半島地震を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。

とりわけ、東日本大震災においては、津波により甚大な被害が生じたが、日頃から津波等の防災教育が実施されていた小中学校の児童・生徒が、迅速に避難することができ、全員無事であったという事例もあり、幼い頃からの防災教育が重要である。

2 職員に対する教育

防災業務に従事する職員（震災時に参集し、災害対応業務に従事する職員を含む）はもちろん一般職員に対し、防災上必要な知識及び技能の向上を図るとともに、災害時における適

正な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、講習会や研修会等を通じ防災教育を普及徹底し、職員の災害対応能力の向上を図る。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

3 学校教育における防災教育

各学校長においては、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため火災、地震・津波、風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようにすることをねらいとして、防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。

防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、消防署と連絡を密にし、火災、地震・津波等の種別に応じて適切に設定する。

学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。

(1) 教職員・保護者に対する防災教育

ア 校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

イ 校長は、教職員の任務、防災関連設備の定期点検及び応急措置等に関する校内研修を行う。

ウ 学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、地震・津波の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

(2) 児童生徒等に対する防災教育

ア 児童生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ 防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間等の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。

ウ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

エ 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。

オ ハザードマップ等を活用し、住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

カ 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、平成23年度に県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。

キ 児童・生徒の発達段階に沿って、副読本、DVD等の教材を活用し指導する。

ク 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

4 市民に対する啓発

災害時においてまず必要とされる「自助」による取組みは、住民一人ひとりが冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。また、災害の種類・規模によっては、瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力等「共助」の取組みが地域の安全の差となってあらわれる。このため、まず住民が地震に対する知識を持つことが災害対策上の前提である。

市は、市民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を多様な手段により推進する。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、災害時のシミュレーション結果や人流データの分析、県民アンケート及び市民アンケートで把握した令和6年能登半島地震における避難の実態等を示しながらその危険性や適切な避難行動の重要性を周知するものとする。

また国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての市民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、県又は市は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変な避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 各機関の防災体制

(イ) 地震・津波に対する一般的知識

- a 地震の発生メカニズム（海溝型地震と断層型地震）
- b 主要活断層の位置と地震規模、震度分布、発生確率 等
- c 津波の特徴及び想定（津波と高潮等の違い、到達時間、海溝型地震による津波との違い等）
- d 津波被害の状況（津波浸水想定区域）
- e 津波情報の伝達（テレビ、ラジオによる津波予警報、防災行政無線等）
- f 避難方法等（避難行動の際に参考とすべき事項、ライフジャケット等の資機材の準備、徒歩による避難の原則等）

(ロ) 気象情報等に関する知識

- (エ) 平常時の心得（住宅の点検、火災の防止、家庭備蓄・非常持出袋の準備、緊急避難場所等の確認、その他事前の備え）

- (ハ) 災害発生時の心得（場所別・状況別の心得、出火防止及び初期消火、避難の心得、家庭間の連絡方法）
- (カ) 過去の災害被害事例
- (キ) 各種ハザードマップ
- (ク) 災害危険箇所等に関する知識
- (ケ) 避難所、その他避難対策に関する知識
- (コ) 自主防災組織の役割
- (サ) 円滑な津波避難のための屋外表示
- (シ) デジタル技術の活用

防災アプリや、県のシームレスデジタル防災マップなどの活用を促すとともに、津波発生時に、デジタル技術を活用して避難に関する情報を発信し、避難行動を促す仕組みの構築に努めるものとする。

イ 啓発の方法

- (ア) 広報紙、パンフレット、ポスター、ハザードマップ、防災情報・避難所運営BOOKの利用
- (イ) 映画、DVD等動画資料の利用
- (ウ) ケーブルテレビ、コミュニティ放送、インターネット等の活用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施

(2) 社会教育、各種団体を通じての啓発

市及び教育委員会は、PTA、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等地域コミュニティにおける多様な主体を対象とした研修会、集会等の開催を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

ア 啓発の内容

市民に対する一般啓発に準じるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に承継するため、文化財巡視活動の実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて实际的な体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

5 避難行動要支援者に対する教育・配慮

避難行動要支援者の安全確保を図るには、避難行動要支援者、保護者、施設管理者等が防災知識を持つとともに、災害時においては、地域住民の避難行動要支援者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識を深めることが必要である。

このため、避難行動要支援者、保護者及び施設管理者等の防災教育の推進並びに市民が避

難行動要支援者に対する支援行動ができるよう啓発を行う。

防災知識等の普及にあたっては、外国人、高齢者、障がい者等要配慮者にも配慮し、次の項目について実施に努める。

- (1) 外国語パンフレット等の作成・配布
- (2) 障がい者、高齢者の災害常備品等の啓発
- (3) 介護者の役割の確認
- (4) 避難訓練等への参加の呼びかけ

6 相談窓口

市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の災害対策の相談に応じる。

7 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第3節 防災訓練の実施

総務部 消防部 関係各部

災害時に、各防災関係機関等が実施する応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要であり、各防災関係機関や要配慮者を含めた地域住民等と緊密に連携し、計画的、継続的に総合訓練や個別訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する、発災初期の被害情報が限られた状況を想定する、積雪を想定するなど、実災害の対応から得られた教訓や改善策、各種計画・マニュアル等を踏まえて実践的なものとなるよう工夫する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1 総合防災訓練

市は、様々な条件を想定するとともに、夜間等様々な条件に配慮し、地域住民と一体となって、県又は防災関係機関と共同して、災害対策基本法第48条に基づく、総合的な防災訓練を実施する。また、この訓練では、実践的でかつ実効性のある訓練となるよう、初動活動訓練など災害応急対策に係る訓練を実施する。これにより、各機関相互の緊密な協力的体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

県及び市の総合防災訓練には、市民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、市民や関係機関は、県及び市の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領に基づいた適切な避難行動や避難所の開設・運営方法の習得に努めるものとする。

2 個別防災訓練

(1) 職員参集訓練

災害時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備や参集時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等を確認し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

(2) 災害対策本部設置・運営訓練

市は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

(3) 情報収集・伝達訓練

各防災関係機関は、情報収集・伝達に関するマニュアル等を用いて、情報収集や各種情報共有システムの取扱いの習熟に向けた訓練を実施する。併せて、電子機器が使えない事態等を想定し、紙の地図等を用いた情報のとりまとめ訓練等も実施する。また、必

要に応じて複数機関による合同訓練を実施する。

(4) 避難所開設・運営訓練

市及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。

(5) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防ぎょ活動の万全を期するため、消防技術の徹底、習得を目的として必要な訓練を行う。

また、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。

(6) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設、介護保険施設等では、避難訓練計画を策定し、定期的または随時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習得させるよう努める。

(7) 水防訓練

水防思想の普及啓発を図るため、各種水防工法等の実地訓練を実施する。

なお、水防訓練の実施にあたっては、特に住民の協力を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

(8) 非常通信訓練

震災時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の大要、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し行う必要がある。この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、漁業無線をはじめとする自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努めるものとする。

また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮することとする。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施する。

(9) 集客施設等における防災訓練

集客施設等の管理者は、日頃から地震・津波災害についての認識を深めるとともに、震災時に迅速、的確に行動するため、市町村等の防災関係機関と連携しながら、利用者等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練などを実施するものとする。

(10) その他の訓練

市、防災関係機関は、それぞれ定めた地震・津波防災応急対策や事業継続計画（BCP）に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。

3 訓練結果の評価・改善

訓練実施後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うものとする。

4 他の機関が実施する防災訓練への参加

市は、他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、連携強化に努める。

5 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

市は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の適切な避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

6 防災訓練における要配慮者への配慮

県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

7 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用

市は、他の機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第4節 自主防災組織の育成

総務部 消防部 関係各部

地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、市民一人ひとりが、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動しては、その効果はあまり期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

市は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等单位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

市民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携する取組みに対して支援するものとし、事業所及び小売店舗等における自衛消防組織の育成整備にも努めるものとする。

1 地域における自主防災組織の充実

自主防災組織は、育成主体である市が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、担い手が少ない低い地域や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、自主防災組織の未結成地区を対象とした防災講座の実施や防災リーダーを対象とした研修会の開催など、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。こうした取組みにより、今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、概ね次の活動を行うものとする。

(1) 平時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の整備
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具の点検
- エ 防災用資機材等の整備及び点検
- オ 危険箇所の点検・把握
- カ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

(2) 災害時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の住民安否確認

- ウ 被害状況等の情報収集
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 地域住民に対する避難情報の伝達
- カ 地域住民に対する避難誘導
- キ 避難行動要支援者の避難支援
- ク 給食・給水及び救助物資等の配分
- ケ 避難所の運営協力

3 自主防災組織の育成・指導

(1) 組織化における留意点

- ア 住宅地における町内会単位等、市民が連携意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、市民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(2) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し自主防災組織の意義等について啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、自主防災組織の防災資機材等の整備のほか、震災時に効果的な活動をするための各種訓練などを支援する。

(3) 結成や訓練等への支援

- ア 自主防災組織の結成や活動の活性化を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行う。
- イ 震災時においての迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返す行うことが必要である。このため、自主防災組織にあつては、平素から初期消火訓練、安否確認訓練、応急救護訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。

(4) リーダー・防災士の養成と自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織や地域の中核となる防災リーダーや防災士等の育成充実を図るため、県と連携し、防災士養成研修やスキルアップ研修等を実施し、地域において、防災の専門知識をもち、避難所運営への参画や、住民主体の地区防災計画の作成を推進できる防災士を数多く養成しており、また、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。

併せて、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会や防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会の提供に努めるものとする。

(5) 連絡協議会の設置

市は、組織率の向上と既存組織の活性化のため、自主防災組織間相互の協調・交流を行う自主防災組織連絡協議会の設置を推進する。

(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、自治会（地域振興会）の各種団体、防災士連絡協議会、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進める。市は、県と連携し自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援する。

(7) 地区防災計画の策定

市は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努める。

地区防災計画の作成において、住民自身が地域を知り組織や活動計画を作り上げることで、住民主体の防災体制の整備を図る。作成するにあたっては、平常時の予防活動や災害時の応急活動などについて具体的に盛り込むこととする。

また、必要に応じて、作成した地区防災計画を市防災会議に提案するなど、市と連携した防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう自主防災組織等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区計画を定めるものとする。

《作成済み地区》

ア 中加積地区（令和7年2月）

4 事業所等における自衛消防組織等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等については、消防法により消防計画、予防規程の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている。消防機関は、消防計画の作成されていない施設に対する指導体制を確立するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施すなど、適正な対策を講じるものとする。

また、自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置及び自主防災体制が確立されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

また、市は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 活動内容

自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持管理
- (ウ) 防災訓練の実施

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動
- (イ) 救出・救護の実施
- (ウ) 避難誘導活動

第5節 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保

健康福祉部
総務部 関係各部

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者が被災した場合、一般市民よりも大きな身体的危険が予想され、さらに避難生活にも精神的、身体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、国が策定した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下「取組指針」という。）等を踏まえ、その対策について整備しておくものとする。

1 避難行動要支援者の把握等

(1) 支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市においては、滑川市地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。

市は、要配慮者避難支援のため、要配慮者支援班を設置するなど支援体制の整備に努める。また、要配慮者が災害からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者の実態把握

市は、避難行動要支援者の安否確認が円滑になされるよう防災関係部局、福祉関係部局、地区自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等との連携の下、個人情報保護に留意しつつ、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を把握し、避難行動要支援者名簿（以下この節において「名簿」という。）を作成する。

(3) 避難行動要支援者の範囲

- ア 高齢者（概ね要介護3以上の者）
- イ 障害者（概ね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級の者）
- ウ 要介護者（概ね要介護3以上の者）
- エ 市の生活支援を受けている難病患者
- オ その他、支援を必要としている者

(4) 名簿・個別避難計画の作成

市は、滑川市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿

を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

そして、市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項等を掲載する。名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努め、また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(5) 名簿・個別避難計画情報の提供先と支援体制の整備

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難行動要支援者本人（個別避難計画の提供にあたっては、避難行動要支援者及び避難支援等実施者）の同意、または、条例の定めにより、平常時より滑川消防署、滑川市社会福祉協議会、地区自治会・町内会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に名簿・個別避難計画を提供する。

市は避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援等の体制づくりを進める。

(6) 名簿・個別避難計画情報の漏えいの防止

避難支援等関係者は、災害対策基本法において、提供された名簿・個別避難計画情報について守秘義務が課せられていることに十分に留意し、必要以上に複製しないなど、情報を適切に管理する。

市は、情報提供時（更新時を含む。）及びその他の機会において、避難支援等関係者に対し名簿・個別避難計画の取り扱いについて指導する。

(7) 支援者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

(8) 情報伝達、避難誘導体制等の整備

ア 市は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への避難情報の伝達に特に配慮し、地域ぐるみの協力のもとに、一人ひとり避難行動要支援者に対して複数の支援者を定めた具体的な個別避難計画を整備し、安否確認、情報伝達、避難誘導体制の確立に努める。個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

イ 避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、利便性や安全性に配慮するとともに、必要に応じて社会福祉施設や公的住宅等への収容・移送、民間の宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

ウ 避難行動要支援者の支援活動の中心となる団体、地域住民、ボランティア組織、町内会等地域組織の育成に努める。

エ 避難行動要支援者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、携帯端末等の情報機器の活用、情報内容の工夫、緊急通報システムの整備等に努める。

(9) 防災知識の普及啓発等

ア 在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努めるとともに要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨するものとする。

イ 避難行動要支援者の避難等を組み入れた防災訓練を実施するよう努める。

ウ 民生委員・児童委員等地域の福祉関係者の防災上必要な知識の普及啓発に努める。

エ ケアマネージャー、介護事業者等の防災上必要な知識の普及啓発に努める。

オ 外国人受入れ先の防災上必要な知識の普及啓発に努める。

(10) 公共施設等の安全性強化

市は、避難行動要支援者に配慮して、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(11) 社会福祉施設等への緊急入所

市は、災害等により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

(12) 自主防災組織の強化

地震による災害等から住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、住民一人ひとりが、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動しては、その効果はあまり期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討等を進め、地域における防災行動力の向

上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。

ア 自主防災組織は、市から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

イ 災害発生後、直ちに避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

ウ 自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

2 外国人の安全確保対策

(1) 防災知識の普及啓発

市は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、デジタル技術も活用して日頃からの防災知識の普及啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

(2) 災害時の支援体制の整備

市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成、外国人住民の居住地の把握に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する。

また、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるとともに、富山県災害多言語支援センター・NPO等の通訳ボランティアと連携した避難所運営訓練の実施や、多言語翻訳機、アプリなどの活用を検討する。

(3) 案内表示板等の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 避難体制の確立

社会福祉施設及び介護保険施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、地震による災害予防対策について、現行の消防計画中に地震対策上必要な事項を盛り込むなど、地震防災応急計画の策定に努めるものとする。

社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難体制の確立に努めるものとする。

応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。

ア 入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること

- イ 施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること。
- ウ 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること（緊急避難場所、避難所、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等）
- エ 施設の被災状況等に関する市町村、関係機関への情報伝達に関すること
- オ 施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること
- カ 防災教育・訓練の実施に関すること

(2) 社会福祉施設等の管理者に対する啓発・指導

ア 防災点検及び防災機材の配備

施設を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

入所者及び従業者等に対し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の態様に応じた避難誘導方法を確立しておく。

ウ 地域社会との連携

社会福祉施設等の入所者は自力での避難が困難である者が多いが、施設職員だけでは迅速な対応が困難な場合も想定される。そこで、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを進める。

エ 緊急連絡先の整備

施設と保護者又は家族との連絡が確実にとれるよう緊急連絡先の整備を進める。

(3) 施設間の応援協力体制の確立

県及び市町村は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく

4 乳幼児対策

- (1) 教育・保育施設は、災害の発生に備えて、保護者との連絡方法等を整備するとともに、市、滑川消防署、警察署等の防災関係機関との連絡網を確立する。
- (2) 教育・保育施設は、災害時の応急対策や応急保育の実施方法等について定めておく。
- (3) 開所時間内に災害が発生した場合に備えて、保護者の引き取りがない場合における残留する乳幼児の保護に関する対策を講じる。

第6節 ライフライン施設等の予防対策

建設部 産業民生部 関係各部

大規模な災害の発生により、上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救助活動の応急対策を実施するうえで大きな支障となる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関は、各施設の被害を最小限に食い止めるため耐震性の高い施設を整備するとともに、早期復旧が図られるよう施設の災害対策を推進する。また、日頃から緊急時における組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時のなすべき事項について周知徹底を図る。なお、ライフライン関係機関は、防災機関等が実施する各種訓練に積極的に参加するとともに自主防災訓練の実施にも努める。

1 上下水道施設の予防対策

上下水道施設が災害の発生により被害を被った場合、その機能低下を最小限にとどめるため、各施設の重要性や老朽度等を検討し、施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進するとともに、速やかに機能回復できるよう体制の整備を図る。

また、市は、大規模災害を想定した上下水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。

(1) 組織体制の確立と応急対策マニュアル等の整備

災害発生時に上下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。また、無線や携帯電話等による通信連絡網に努めるとともに、緊急点検・応急対策マニュアル等を整備する。

(2) 施設整備

上下水道施設の各種調査・点検をするとともに、防災対策を推進し、耐震性の高い施設整備を図る。また、バックアップシステム等既存設備及び配水池等の重要施設の維持管理に努める。

(3) 支援体制等の確立

災害時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、市の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、あらかじめ他の市町村との相互応援給水協定を締結しているが、さらに相互協力体制を整備する。

(4) 資機材の備蓄

応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。独自に確保できない資材等については、民間企業も含めた支援体制を確保しておく。

(5) 図面等の整備

図面、図書類の整備については、災害復旧応援の受入れを含めて復旧活動等を迅速かつ円滑に行えるよう、関係課による情報の共有や保存方法の多様化等を図る。

(6) 防災訓練

市は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、単独での防災訓練の実施に努める。

(7) ライフライン関係機関等との連携

上下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

(8) 生活用水の予備水源としての井戸、消融雪用井戸、防災井戸等の活用

事前に水量、生活用水としての活用の適否から選定した一般家庭井戸、営業用井戸や、県及び市町村が管理する消融雪用井戸の活用にあたっては、十分な衛生確保を行ったうえで活用する。

また、生活用水確保の観点から、県及び市町村の施設の消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める。

さらに、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業者のさらなる確保に努める。

2 電力供給施設の予防対策

電気事業者は、災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、次の予防対策を講じる。

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、各種対策に十分考慮するとともに、既存設備の弱体箇所については、補強等により予防対策を構じる。

(2) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を関係法令に基づく技術基準に適合するよう常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(4) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(5) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・簡易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

(7) 防災訓練・防災教育

災害対策を円滑に推進するため、定期的な防災訓練を実施する。また、市をはじめ防災関係機関が行う防災訓練には積極的に参加する。

研修会等の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに防災意識の高揚に努める。

3 ガス供給施設の予防対策

ガスは、その性質上、常に安全確保が求められており、ガス事業法、高圧ガス保安法等の法令や基準の遵守はもとより、事業者及び関係団体による自主的な保安が図られているが、今後も時代の要請に応じた自主保安体制の強化を図るものとする。

(1) 簡易ガス

平素よりガス施設の災害予防に十分留意し、各種図面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。

ア ガス事故防止

(7) ガス製造設備及び供給所設備

設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努めるとともに、災害時の停電や断水に備え、非常用電源設備の拡充や水源の確保に努める。

(4) ガス供給設備

新設設備、ガス事業法を遵守し、十分な強度の確保、保全に万全を期す。また、定期点検、検査計画を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

(ウ) 需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が入り出る建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ、当該建物の保安管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策として、異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーターの設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立消え安全機能等）付き機器やガス漏れ警報器の普及促進に努める。

イ 防災システム、情報収集システムの充実

災害発生時には、迅速かつ確実な被害情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止することに繋がる。このため、防災システム及び通信システムの拡充、整備に努める。

ウ 災害時にとるべき措置についての広報・周知

ガスの使用者に対して災害時にとるべき措置として、ガスの元栓、器具コック及び

メーターガス栓の閉止を機会あるごとに広報し、周知に努める。

エ 防災体制の整備、教育訓練の実施

災害発生時には、迅速かつ適切な措置がなにより大切である。このため、日頃から緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。

また、市をはじめ防災機関等が行う各種訓練には積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

(2) LPガス

一般家庭におけるLPガス設備の安全性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、安全機器の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し地震時にとるべき初動行動について、啓発活動を推進する。

ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講じるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。特に、ハザードマップを確認し、災害による浸水のおそれがある地域については、ボンベの流出防止に備えた対策を重点的に講じる。

イ 安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、安全機器の普及促進に努める。

ウ 消費者に対する周知啓発活動

地震発生時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが二次災害を防止する上で最善の方策であることから、販売店等は、地震時に消費者がとるべき初動行動について啓発活動に努める。

4 通信施設の予防対策

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要であり、市は、関係事業者の行う以下の対策に協力し、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。

(1) 公衆通信

災害時においても、通信が確保できるような設備の安全化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講じる。

ア 施設の防災対策

(ア) 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル、トレンチ化等の対策により安全性を強化する。

(イ) 地下管路は、管路継手、マンホール取付けに安全対策を実施する。

(ウ) 事務室設置のシステム、端末設備は、転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。

(エ) 防水扉、防潮板の設置及び下水管、マンホール、とう道からの局舎内への浸水対

策を実施する。

イ 通信網の防災対策

- (ア) 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成又はループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。
- (イ) 地中設備は、アクセス系ケーブルの地中化を推進する。
- (ウ) 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行う。
- (エ) 全国から安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

ウ 防災機器の整備

- (ア) 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。
- (イ) 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星通信・超小型衛星通信）の増配備に努める。

エ 防災に関する訓練

災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、自主防災訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として極めて有効な方法であり、特に災害時において重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、J R、電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

ア 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

イ 装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

ウ 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

エ 防災訓練等の実施

平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

5 廃棄物処理施設の安全性強化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の災害による被害を最小限に止めるとともに、災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努めるとともに、発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。

(1) 処理施設の災害予防対策**ア 一般廃棄物処理施設**

一般廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて不燃・堅牢化に努める。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設構造指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して不燃・堅牢化に努める。

イ 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の不燃・堅牢化に努める。

(2) し尿、ごみ等の処理体制の整備**ア 処理施設の応急復旧資機材等の整備**

市は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

イ ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所の確保

災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに、処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ利用可能な候補地を把握、調整したうえで、発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の一時保管場所を確保しておく。

ウ 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

市は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなることに備え、避難所等に仮設トイレ等の確保に努める。仮設（簡易）トイレの確保にあたっては、民間事業者等との応援協定の締結を推進する。

第7節 防災拠点機能の充実・強化

関係各部

市庁舎、消防施設等の災害応急活動の拠点となる施設や避難所となる学校等防災上重要な公共施設について、その施設の堅牢化・安全化に努めるとともに、施設機能の充実・強化を図るものとする。

1 重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

市庁舎、消防施設等の重要防災基幹施設は、災害時における応急対策活動の拠点となるため、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の耐震性・安全性の確保を図る。

2 公共施設等の堅牢化・安全化

市は、その所有する公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等考慮し、防災上重要と判断される建築物の耐震化・安全化の推進に努める。

第8節 組織体制の整備

関係各部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期すものとする。このため、市は、防災関係機関と連携し、平常時から配備・動員計画等の体制を整備しておくものとする。

1 災害対策本部体制の充実

市は、速やかに設置し、応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの整備や見直しを行うとともに、研修や訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図るものとする。

(1) 初動マニュアルの整備

災害発生時、特に初動期における各部・各班の活動を迅速・的確に行うため、各部は初動マニュアルの整備に努める。

(2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、特に初動段階の意思決定者、配備基準、指揮命令系統についての習熟を図る。

(3) 本部設備等の整備

本部が迅速に機能できるよう、また、職員が庁舎内で被災することのないよう、以下の本部設備等の整備を進める。

ア 備品の固定、落下物の防止措置

イ 停電時に備えた非常電源の整備及び発電機燃料の備蓄

ウ 無線機器の点検・整備

エ 市内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備

オ 災害応急対策に従事する職員の食料等の確保

2 情報連絡体制の充実

市は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡が行えるようにするため、防災関係機関との連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市は、防災関係機関と連携し、相互の情報伝達・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

3 防災関係機関との協力体制の充実

(1) 日頃からの積極的な情報交換等

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行い、防災組織相

互の協力体制を充実させる。また、必要に応じ、災害時に備えた協定を締結し、協力体制の強化を図る。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市は、防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を確保するため、通信体制の総点検及び通信訓練の実施に努める。

4 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命又は財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

(1) 連絡手続等の明確化

市は、県と連絡がとれない場合の自衛隊の災害派遣について、自衛隊への通知等連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

5 広域応援体制の整備

市は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ災害時における相互応援協定を締結しているが、さらに体制の整備充実を図る。

6 業務継続体制の確保

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、メンテナンス、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練、過去の災害等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた業務実施体制・町内外との連絡体制、各班の所掌等の見直しやDXの促進、計画・マニュアル等の改訂などを行う。

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等）、安否確認の実施基準・集約方法、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、施設設備（電源やエレベーター等）が使用不能となった場合の対応、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化し、更新するとともに、災害対応を体系的に習得できる仕組みを整備するなど、災害時に活用できる人材を確保する。

また、滑川市業務継続計画に基づき、初動マニュアルや各部署による災害対応マニュアルを整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や災害対応に関する専門家の招集・活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第9節 情報通信連絡体制の整備

関係各部

大規模な災害時には、NTT回線など通信回線の不通又は輻輳といった状態が予想されることから、市及び防災関係機関は、情報収集・伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものとする。

このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

1 防災行政無線等の整備

(1) デジタル同報系無線の活用

災害時の被害を軽減するため、市全域を通信エリアとしてカバーすることを基本とした、デジタル同報通信システム等の無線設備を活用し、住民への情報伝達の拡充を図る。

(2) デジタル移動系無線の活用

市と災害現場等との間において、デジタル移動通信システム等の無線設備を活用し、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）※の活用

全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地震、津波等の緊急情報を受信したときは、直ちに関係機関及び住民に瞬時にその内容を伝達する。

(4) 緊急地震速報※受信システムの整備

児童生徒や施設利用者の安全確保を図るため、学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備に努める。

2 運用対策

市は、災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や運用方法について訓練に努める。通信機器は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。

また、非常用発電設備については、災害時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

3 富山県総合防災情報システム※・防災ネットとやまの活用等

県本庁、出先機関、県内市町村、各消防署等を接続した「富山県総合防災情報システム」を活用し、被害状況等を迅速に県へ報告し、災害・避難情報等を災害情報共有システム（L-ALERT）※を通じて放送事業者等へ、緊急速報メール※配信システムを通じて当該地区住民へ伝達する。また、国土交通省が国、県、市町村を光ケーブルで結び、雨量や水位、画像情報等を共有した「防災ネットとやま」についても有効に活用する。

迅速な災害応急対策を行うためには、地震等災害直後の状況をリアルタイムに把握することが効果的であることから、市独自においても災害監視カメラを設置するなど画像伝送

システムの整備に努める。

4 災害無線通信体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時等に加入電話や自己所有する無線通信施設等が使用できない場合、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図ることとし、非常通信協議会を通じ非常通信体制を強化するものとする。

5 消防・救急無線のデジタル化

市は、デジタル化した消防・救急無線での、効果的な情報収集・伝達体制の構築に努める。

6 多様な通信手段の確保

N T T西日本が指定する災害時優先電話の確保を図るとともに、孤立集落対策等のための衛星携帯電話の活用など多様な通信手段の確保に努める。

7 広報活動体制の強化

市は、災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施方法、各種生活情報を迅速かつ的確に平時から広報活動体制の強化に努めるものとする。

(1) デジタル技術を活用した情報発信

市は、発災時において、市民が必要とする情報を迅速に発信するため、SNS等のデジタル技術の活用を推進するとともに、災害発生状況等の情報を迅速に発信できるよう、円滑かつ確実な情報発信に努めるものとする。

また、市は、災害時において多くの市民が公式SNS等から情報を収集できるよう、平時から公式SNS等の周知に努めるものとする。

(2) 報道機関との連携強化

市民へ情報を伝達し、適切な行動を促すためには、報道機関による情報発信も重要であることから、県及び市町村は、報道機関と災害時の情報発信に関する意見交換などを行い、連携の強化に努めるものとする。

(3) 災害時における広報記録の保存・活用

市及び関係機関は、災害時において、各機関が作成した広報資料を保存し、今後の災害時における広報活動の参考資料として活用するものとする。

(4) Lアラートを活用した生活支援情報の発信

市は、Lアラートを活用して給水や災害廃棄物の処理等の生活支援情報を市民や報道機関に対して発信できるよう、体制の整備に努めるものとする。

(5) 多様な情報伝達手段の確保

災害時における情報伝達は、適切な避難をするうえで非常に重要であることから、市は、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

※ **全国瞬時警報システム (J-ALERT)**

全国瞬時警報システムは、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。

※ **緊急地震速報**

地震は、P波と呼ばれる小さな揺れのあと、S波と呼ばれる大きな揺れが来ることから、緊急地震速報は、このP波をとらえ、地震の規模や震源地を予測し、大きな揺れのS波が来る数秒から数十秒前に発表される情報のこと。一般向け緊急地震速報は、最大震度が5弱以上と推定された場合に、地震が発生した場所や震度4以上が予測された地域名称などが発表される。

※ **富山県総合防災情報システム**

気象や震度、河川水位等の防災関連情報を一元的に市町村などの防災関係機関に提供するシステムのこと。「富山防災WEB」を開設し、インターネットや携帯電話により県民へ種々の防災情報を提供している。

※ **災害情報共有システム (L-ALERT)**

災害情報共有システムは、地方自治体等の公的な情報を発信する「情報発信者」と放送事業者等のその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、情報基盤を共有し、効率的な情報伝達を行うシステムのこと。

※ **緊急速報メール**

緊急速報メールは、気象庁が発信する緊急地震速報や各種特別警報及び地方自治体等が発信する災害・避難情報等を、該当地区住民の携帯電話に一斉配信するシステムのこと。

第10節 相互応援体制の整備

総務部 建設部 関係各部

大規模な災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な応急対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、他の地方公共団体との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

また、災害時には、防災関係機関等の相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関及び民間事業者等との協定の締結を推進する。併せて、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設けるなど、平常時から関係づくりに努める。

1 市町村間の相互応援協定の締結等

市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、市はすでに締結している応援協定以外に必要な応じて事前に遠方に所在する地方公共団体等と災害時の相互応援に関する協定を締結し、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「滑川市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、その体制を整備する。

市は、平時から県と連携強化を図るため、県のリエゾン職員を通じて情報共有に努めるものとする。市の地域に係る災害が発生した場合においては、県リエゾン職員を通じ、市の被災状況等を県と情報共有し、応急措置を実施するため、他市町村等の応援が必要な場合は、県へ派遣要請する体制を整備する。

県及び市町村は、県内外の被災市町村を支援するために、県と市の役割、連携方法の整理や支援体制の構築を図るものとする。

先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。

また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。

また、市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等の把握に努めるものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

2 防災関係団体・事業者との応援協定の締結

災害時には、防災関係団体や民間事業者との協力体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係団体・事業者との応援協定の締結を推進する。

県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両はあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付ができることについて、周知及び普及を図るものとする。

また、県及び市町村は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

特に、災害応急対策への協力が期待される建設団体等の担い手の確保・育成に関する取り組みの支援に努める。

市は、防災関係機関等と災害時における連携体制を整備するとともに、定期的に意見交換や訓練の実施を通じて連携を強化し、平時から顔の見える関係を構築する。

3 民間団体等との連携強化

災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体等との連携が必要であることから、県、市町村、自主防災組織、防災士、NPO団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する会議を定期的に開催するものとする。

また、防災対策や発災時の初動対応・応急対策等における、民間団体、地域コミュニティ、住民の役割の明確化を図る。

4 情報交換

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ災害時の応援等に係る情報交換を行う。

5 市民への防災講座等

災害対応には、公助だけでなく、自助・近助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化だけでなく、市民への防災意識の啓発強化による市民の防災能力の底上げが重要であることから、防災に関する対話や防災講座などを通じて、市民の防災意識の啓発を行うものとする。

第11節 津波災害予防対策

建設部 健康福祉部 関係各部

大規模な津波が発生した場合は、沿岸部を中心に甚大な被害が予想され、地域住民の生命・財産に重大な被害を及ぼすことになる。市は、県が公表した津波シミュレーション調査結果等を基に、最大クラスの津波を想定した対策に努めることが重要である。東日本大震災を教訓とし、ハード面では、津波による被害を軽減するため、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、ソフト面では、情報伝達体制の強化・確立、津波を想定した防災訓練の実施、津波ハザードマップ等の作成・配布などハード・ソフトを組み合わせた効果的な対策を推進し、津波被害の軽減を図るものとする。

1 海岸保全施設等の整備

地震が発生すると、港湾及び漁港施設は震動による直接的な被害のほか、津波による被害を受ける可能性がある。一方、災害応急対策において陸上輸送に重大な支障が生じた場合、物資、資機材等の輸送ルートとして重要な役割を果たすことから、市は関係機関と連携し、一定程度の津波の高さに対応した海岸堤防（嵩上げ、粘り強い構造）、防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに、既存の各施設については、地震・津波発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

さらに、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

2 津波浸水想定区域及び津波避難場所等の設定

(1) 避難すべき区域の設定等

市は、国の津波浸水予測図や県の津波シミュレーション調査結果、津波災害警戒区域に基づき、津波によって浸水が予測される区域を「津波浸水想定区域」とし、避難行動の参考となるよう津波ハザードマップ等を作成し、配布するなど、地域住民への周知を図る。また、単に「津波浸水想定区域」の周知に留まらず、将来的な居住場所の移転の必要性の検討なども含め、津波避難に対する意識啓発を図る。

なお、津波ハザードマップ等を作成する際には、富山県の津波の特徴や避難行動の参考とすべき事項等も考慮しながら地域住民へ周知するよう努める。

＜富山県の津波の特徴＞

ア 浸水深5mを超える区域は、沿岸から概ね10m以内で、沿岸のごく一部の地域に限られる。

※ 「3m以上5m未満」→沿岸から概ね20m以内（一部の地域で最大200m）

「1m以上3m未満」→沿岸から概ね200～300m以内（一部の地域で最大400m）

イ 津波水位は、入善町の10.2mが最高。

ウ 最高水位は第1波又は第2波で、その後、急激に減衰する（継続時間が短い）。

エ 海面が変動を開始する時間が全般的に早い。また、最高津波の到達時間が早い地域もある。

例：富山湾西側の場合	→	入善町10.2mが7分後
呉羽山断層帯の場合	→	滑川市6.8mが3分後
糸魚川沖の場合	→	高岡市3.3mが16分後 に到達

＜避難行動における周知すべき事項＞

- ア 強い揺れや長い揺れを感じた場合は、各自の判断で迅速に避難すること。
- イ 浸水が始まり、身の安全が確保される場所まで逃げる時間がない場合は、堅牢な鉄筋コンクリート造の建築物の2階以上への避難すること。

(2) 津波避難場所の指定

津波避難場所を指定する場合は、以下の点に留意する。

- ア 「津波浸水想定区域」から外れていること。
- イ 学校施設、公園等が適当であり、更に建物を指定する場合は、耐震性が確保されている建物を指定すること。
- ウ 津波の襲来状況によっては、更に避難することが可能となるような場所であること。

(3) 津波避難路の設定

津波避難路は、津波避難場所や避難目標地点まで最も短時間で到着できる経路とし、安全性の高い経路を定めることが重要であり、設定する場合は、以下の点に留意する。

- ア 家屋の倒壊、火災の発生、橋りょうの落下等により避難できないことも想定されることから、津波避難路、避難経路の幅員はできる限り広いものとし、迂回路等が確保されていること。
- イ 河川沿いの道路を設定することはできる限り避けること。
- ウ 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を設定すること。（沿岸部に高台等があっても、できる限り沿岸部への避難は避けるものとする）
- エ 夜間の避難も想定し、原則として夜間照明等が設置されていること。

なお、避難者が津波避難場所へ安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置するよう努める。

(4) 津波避難ビルの指定

津波避難ビルを指定する場合は、以下の点に留意する。

- ア 鉄筋コンクリート造3階以上の建物であること。
 - イ 一定の人数が避難できるスペースを有している建物であること。
- なお、避難ビルの指定については、建物所有者と避難ビルとして使用する協定の締結など、緊急時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

(5) 津波避難場所等における情報通信体制の整備

有線電話等の被災に伴い通信機能が途絶した場合においても、安全に関する必要な情報連絡を確保するため、指定された避難場所等に防災ラジオを配布する。

3 津波避難訓練

(1) 津波避難訓練の実施体制

市は関係機関と連携し、津波発生時の被害軽減のため、相互に連携して津波警報・避難情報等の情報伝達訓練、津波避難訓練等を必要に応じて実施するよう努める。

その際、市民、学校、観光客、漁港・港湾関係者、走行車両、公共交通機関及び船舶等幅広い参加を促すよう努める。

(2) 津波避難訓練の内容

あらゆるケースを想定のもと（夜間、日中、平日、休日等）避難訓練を実施し、以下の内容を確認する。

ア 津波浸水想定区域、避難対象地域、避難困難地域等

イ 津波避難路等

ウ 津波避難場所、津波避難ビル等

(3) 津波避難訓練に関する普及啓発

対象地域の市民に対し、津波避難訓練への参加を積極的に呼び掛け普及啓発を図るとともに、津波の危険性や津波警報・避難情報等の周知とともに、徒歩避難の原則や車使用ルール（自転車は含まず）などのとるべき避難行動などに関して啓発に努める。

また、想定を大きく超える津波が想定される場合なども考慮し、想定 of 避難行動に捉われ過ぎない、各自の判断による避難行動も念頭においた津波避難訓練の実施に留意することとする。津波に関する普及啓発のため、津波浸水想定区域等を表示した津波ハザードマップ等を配布し、また、ホームページにも公開する。

4 要配慮者（避難行動要支援者）への配慮

(1) 津波に関する知識の普及

ア 要配慮者（避難行動要支援者）の特性に配慮した啓発活動の実施

津波の恐ろしさ、過去の津波被害、津波発生メカニズムなど津波に関する必要な知識を要配慮者（避難行動要支援者）へ確実に周知するため、要配慮者（避難行動要支援者）別に適切な啓発の実施に努める。

イ 要配慮者（避難行動要支援者）の特性に配慮した啓発手段

要配慮者（避難行動要支援者）に対する啓発手段として、印刷物、ビデオなどを積極的に活用することとし、文字放送、点字、外国語などにより要配慮者（避難行動要支援者）に対応した周知に努める。

(2) 地域ぐるみの支援体制の整備

ア 地域における避難行動要支援者の確認

津波避難訓練等を実施する場合には、地域ごとに津波が発生した際、避難を支援する必要がある避難行動要支援者を確認することとする。

イ 避難行動要支援者ごとの支援者の確保

高齢者、障害者など津波発生時に避難することが困難な避難行動要支援者ごとにそれぞれ支援者を確保し、確実な避難に結びつけるものとする。

ウ 津波避難支援訓練の実施

津波避難支援の円滑な実施を図るため、津波避難訓練の一環として、津波避難支援訓練を地域ごとに実施するよう努める。

(3) 避難行動要支援者に配慮した緊急情報システムの確立

ア 避難行動要支援者別の緊急情報伝達手段の整備

避難行動要支援者に確実な緊急情報伝達を図るため、音、映像、文字など伝達手段として用いられる設備の整備に努める。

イ 緊急情報伝達網の整備

避難行動要支援者への確実な緊急情報伝達を確保するため、避難行動要支援者の支援者を含む緊急情報伝達網の整備を図る。また、庁内に避難行動要支援者に対する緊急情報を担当する職員を配置し、確実な伝達の確保に努める。

(4) 社会福祉施設等における防災体制の確立

高齢者や障害者を対象とした社会福祉施設等は、要配慮者（避難行動要支援者）が多いことから、津波災害を想定した避難体制を整備し、緊急時において迅速に対応できる防災体制の確立に努める。

5 情報通信体制の整備

(1) 防災ラジオの整備

緊急に情報伝達が可能な防災ラジオの整備を推進する。

(2) その他の通信手段の整備・活用

ア 携帯電話、ケーブルテレビ電話

イ アマチュア無線の活用

ウ インターネット、メールの活用

(3) 津波情報の伝達体制の整備

防災行政無線など情報伝達手段の整備と併せて、緊急速報メールや全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備充実など、全ての市民等に情報を速やかに伝達できる体制整備を推進する。

6 津波監視体制の整備

(1) 津波監視体制の確立

津波警報等が発表され、又は津波による海面に異常が認められた場合は、市民に対する広報、避難誘導等の措置が適切に図られるようあらかじめ県や関係機関と協議を進めながら監視体制の確立に努める。

(2) 津波監視担当者

津波による海面変動を監視するため、海面監視の担当を事前に決めておく。

(3) 津波監視場所

海面監視をする場所については、安全が確保できる場所とする。

(4) 津波監視情報の伝達方法

海面監視により、津波の襲来、津波の高さなどを確認した場合は、速やかに災害対策本部等に情報を伝達し、津波避難の指示等に反映する。なお、市民に対する津波監視情

報の伝達については、広報車、同報系無線等により実施し、自衛措置をとるよう指導する。

第12節 消防力の強化

消防部

関東大震災、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震にみられように、大規模な地震が発生した時には、同時多発火災の発生や延焼拡大による被害の増大が予想される。このため、平素から出火の防止に努めるとともに、震災時にとるべき行動を常に訓練等を通じて心がけておくことが大切である。

一方、県及び市町村は、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努めるものとする。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害、水道管断裂による消火栓使用不能のおそれもあって、消防活動が困難になることも予想されるので、市町村は、自主防災組織に対する可搬式消防ポンプの配備や自衛消防隊の組織化などにより初期消火が効果的にできるよう消防力の一層の充実に努めるものとする。

1 消火体制等の整備

(1) 出火の防止及び初期消火体制の強化

市は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、住民に次の指導等を行い、出火の防止に努める。

ア 一般家庭に対する指導

市は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- (ア) 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス警報機等の安全な機器の普及
- (イ) 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- (ウ) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- (エ) カーテン等防災製品の普及
- (オ) 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- (カ) 発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底
- (キ) 住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理
- (ク) 感震ブレーカーの普及

イ 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技術の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。

ウ 自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。

エ 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消火技術の練磨向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする地域住民に対する防災指導を通じて、地域防災力の向上に努める。

オ 市は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進すると

ともに、住民参加の防災訓練を定期的実施する。

(2) 消防施設・設備等の強化

ア 市は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層の消防団への積極的参加等、消防団の活性化を推進する。

イ 市は、大規模災害や津波災害など多様な災害にも対応する消防施設の整備に努める。特に地震発生時に想定される火災等に対処するため水槽付き消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を促進する。

(3) 消防水利の整備

ア 消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。

イ 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。

2 救急・救助体制の整備

(1) 救助体制の整備

ア 自治会や自主防災組織は、地域内の避難行動要支援者の被災状況の把握に努めるものとする。

イ 市は、救助用資機材等の整備を促進するとともに、倒壊家屋、がけ崩れ等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。

ウ 市は、自主防災組織等による地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、市は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

オ 多数の要救助者を迅速かつ的確に救助するため、消防、警察、自衛隊及び海上保安部は合同訓練などにより連携体制の強化に努める。

(2) 救急体制の整備

ア 市は、住民に対して研修会、集会等を通じて、心肺蘇生法や止血法などの応急手当に関する知識・技術の普及を推進する。

イ 市は、救急能力を高めるため、救急救命士の技術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージなどの応急救護研修の実施に努める。

(3) 医療機関との連携体制

市は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

3 火災予防・広報の充実強化

(1) 防火管理の徹底

市は、多数の者が利用する学校、病院、大規模店舗等の施設について、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成とそれに基づく各種訓練の実施等を指導し、防火管理の徹

底を図る。

(2) 火災予防査察の徹底

市は、火災予防のため、計画的、継続的に予防査察を実施するものとし、必要な改善指導等を行う。また、一般住宅や事業所に対しても消防団と連携し、火災予防の周知徹底を図る。

なお、平常時においては次の点に留意する。

ア 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の普及促進

イ 危険物等の保管場所の点検

(3) 広報活動の強化

市は、広報誌、広報車・消防ポンプ自動車等による広報や横断幕の掲示等を行い、防火意識の高揚を積極的に図る。また、災害対応能力の低い高齢者の安全を確保するため、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者の居住する世帯等を戸別訪問し、防災指導を行う。

第13節 緊急輸送活動対策

建設部 消防部 総務部

災害における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、交通路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、市は、関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送道路、輸送体制について定めておくものとする。

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

1 緊急道路ネットワークの確保

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っている。このため、陸上・海上・航空の輸送拠点施設に配慮し、幹線道路ネットワークの形成等、主要な幹線道路の整備を促進するとともに、災害時の緊急交通路の候補となる緊急輸送道路を次のとおり定める（資料8-1及び地震ハザードマップ参照）。

(1) 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速道路、一般国道（指定区間）、一般国道と自動車道インターチェンジ及び輸送拠点とを結ぶ幹線道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次路線とネットワークを構成し、市町村の防災拠点となる施設を相互に接続する幹線道路

(3) 第3次緊急輸送道路

上記路線を相互に補完する幹線道路

緊急輸送道路の指定にあつては、各管理者でネットワーク化を図るよう適宜調整を行う。

なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修やう回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者および関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとする。当該計画では、優先的に啓開を行う路線及び道路啓開実施体制等を整理し、関係機関の役割を明確化し、各機関の連携・支援をするものとする。当該計画では、優先的に啓開を行う路線及び道路啓開実施体制等を整理し、関係機関の役割を明確化し、各機関の連携・支援するものとする。また、必要に応じて当該計画を見直すとともに、道路啓開に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

2 緊急海上輸送路の確保

漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送拠点（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たすので、施設機能の保持に努める。

3 緊急航空路の確保等

災害時に、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行う必要があることから、臨時離着陸場の確保又は整備を推進する（資料8-4参照）。

また、市は防災拠点となる庁舎や避難所となる学校、公的病院等の屋上に番号等を付すなど、建物の識別標示を行う。

4 緊急輸送用車両等の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者団体等と協定を締結する等体制の整備に努める。

5 防災活動用空地の確保

災害が発生し、大量の物資や応援機関が被災地である本市に集結する場合、物資の集積場所、活動拠点としてのスペースが必要となるため、防災活動用空地として位置づけられるスペースを把握しておく。

6 緊急通行車両等の取扱い等

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで緊急通行車両等を優先して通行させることとなる。

(1) 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、県公安委員会が行う。

(2) 確認対象車両

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- オ 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- カ 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に使用されるもの
- コ 規制除外車両の一部

(3) 確認手続

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、緊急通行車両の事前届出制度が設けられており、この制度の効果

的な活用を行う（資料8-2参照）。

第14節 医療救護体制の整備

健康福祉部 消防部

災害時においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想されるため、情報の混乱と医療機関自体の被災があいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護の需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時から市及び医療機関等は、医療救護体制を充実・強化するよう努めるものとする。また、市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うため、医療救護資機材の確保、医師や災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣体制の整備及び日本医師会が組織する災害医療チーム（JMAT）との連携を推進する。

1 医療救護所の整備

(1) 医療救護所の指定等

市は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備するとともに災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検等を行い、その安全性の強化を図る。

(2) 医療救護所の施設設備

ア 既存の医療施設を活用するほか、耐震診断等により安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

(ア) テント

(イ) 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）

(ウ) その他（折りたたみベット、担架、発電機等）

ウ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

2 連絡体制の整備

市は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。また、関係機関の協力を得て、防災訓練を実施する。

3 応急手当に関する知識・技能の普及

市は、市民に対し研修会や防災訓練を通じて、AEDの使用を含む心肺蘇生法や止血法等の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

第15節 避難収容対策

関係各部

市は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定や、避難のための普及の広報を行い、住民の安全の確保に努める。

避難者については住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

1 避難所・避難道路の確保

(1) 避難所の種類

ア 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

イ 指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

(2) 避難所の確保

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

また、市は、避難者が迅速に避難できるよう、市の職員や施設管理者が不在でも指定緊急避難場所や指定避難所を解錠できるキーボックス等の導入や、自主防災組織と連携した解錠等について推進し、施設内の安全確認手順を整理し、住民と共有するよう努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ

の周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

なお、指定避難所の指定については、必要に応じて、適宜見直すものとする。

そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等、家庭動物の受入れ方法について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやSNS等の多様な手段の整備に努める。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者（避難行動要支援者）を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者（避難行動要支援者）が、避難が必要となった際に福祉避難所に避難することができるよう努めるものとする。

市は、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、避難所への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努める。

県及び市は、獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発するものとする。

市は、住民等に対して、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」の違い等について、周知徹底を図る。

ア 避難所の設置基準

(ア) 避難所としては、学校、体育館等が適当である。

(イ) 避難所における避難者1人あたりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。（消防庁震災対策指導室「市町村地域防災計画検討委員会報告書」では、おおむね3.3㎡あたり2人としている。）

(ウ) 現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、被災の危険がない建物とするよう努

める。

- (エ) 大規模ながけ崩れや津波による浸水など危険性の低いところで、付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。
- (オ) 避難所については、安全な建物（公有・公共的）で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。
- (カ) 海岸付近の避難所は、津波や高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は中・高層建物の管理者と協議して緊急時の避難所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、市民にその周知徹底を図る。

イ 避難所における施設、設備の整備

市は、避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。さらに、県及び市は、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等と災害時応援協定の締結を推進する。

- (ア) 避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、テント、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保する。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者（避難行動要支援者）、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい備蓄品を導入するなど、令和6年能登半島地震における課題や市民アンケート結果を踏まえ、品目・数量を検討する。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- (イ) 井戸、給水タンク、仮設（簡易）トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との災害応援協定の締結等により、温かい食事を提供できる体制を整備するものとする。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努める。

ウ 避難所における運営体制の整備

- (ア) 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、自主防災組織、社会福祉協議会や防災士等と連携し、避難所運営委員会の設置、住民との役割分担を記載した避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、定期的な訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法

に関する普及啓発に努める。

なお、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有する専門家、NPO・ボランティア・民間事業者等との定期的な情報交換を行い、円滑な避難所運営ができる体制の整備に努める。

さらに、県及び市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを迅速に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

(イ) 県及び市は、国や県の実証事業やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めるものとする。

(ウ) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

エ 福祉避難所

市は、要配慮者（避難行動要支援者）の障害の程度や心身の健康状態等を考慮し、一般の避難所生活が困難と判断した場合には、必要性の高い者から優先的に移送する二次的避難所として、福祉避難所の確保に努める。

(3) 避難道路の確保

避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。

ア 避難道路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

- (ア) 避難道路はおおむね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- (イ) 避難所まで複数の道路を確保すること。
- (ウ) 地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (エ) 津波、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること。
- (オ) 落下物の危険性が少ないこと。
- (カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

イ 避難標識等の設置

避難所の市民への周知や避難者が安全に避難所へ到達できるよう、避難所には避難所を示す避難標識を設置するとともに、その付近には避難誘導標識を設置するよう努める。また、夜間の避難も想定し、原則として夜間照明等の設置にも努める。

(4) 繁華街、観光地における避難所等の確保

避難情報の対象には帰宅できない一時滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な避難所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

(5) 被災者用の住居の確保

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう体制の整備に努める。

2 避難活動体制の整備

市は、災害時において市民が安全かつ迅速な避難ができるよう、平常時から地震・津波発生時の避難に関する広報等に努め、また、地区自治会・町内会、自主防災組織及び関係団体等の協力を得て、地域ぐるみの避難誘導体制の確立に努める。

市は、県が実施する津波シミュレーション調査や訓練の実施などを通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、富山県の津波の特徴を踏まえた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

また、県及び市は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

避難誘導にあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。また、市町村は、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認等の必要な措置について定めるものとする。

さらに、県及び市町村は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

(1) 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR誌、防災パンフレットを活用して避難に関する広報活動を実施する。

富山県の津波の特徴を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難路の設定はもとより、あらかじめ建物の耐震化や津波への耐力を確保するための補強を行うことや、地震が発生した際に、避難場所まで逃げる時間がない場合は、堅牢な鉄筋コンクリート造の建築物の2階以上への避難、ライフジャケットの準備なども考慮する必要がある。

さらに、津波ハザードマップを住民に周知し、将来的な居住場所の移転の必要性の検討なども含め、津波避難に対する意識啓発を図る。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

- (7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置
- (ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路
- (エ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市は、市民に対し、富山県の津波の特徴の説明、避難意識の高揚を図り、次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、市民にその自粛を呼びかける。

- (7) 富山県の津波の特徴など津波に関する知識
- (4) 平常時における避難のための知識
- (ウ) 避難時における知識
- (エ) 避難収容後の心得

また、地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域における津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況のほか、令和6年能登半島地震における人流データの分析及び県民アンケート等で把握した住民の自動車による避難行動の実態等を踏まえて、県及び市は、徒歩避難と車両避難のすみ分けなどの適切な避難のあり方について検討するものとする。検討に当たっては、県警察と十分調整を図るものとする。

(2) 避難誘導體制の整備

市は、避難所への市民の誘導方法について地区自治会・町内会、自主防災組織及び関係団体等と協議し、適切な避難誘導體制を確立するよう努める。特に、避難行動要支援者の避難誘導體制の確立に努める。

(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所、避難誘導及びその指示伝達の方法を定める。

イ 児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、避難所の選定及び収容施設の確保並びに保健衛生対策及び給食の実施方法について定める。

ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合にお

いて、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

スーパー、ホテル、駅、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

3 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

4 被災者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市の防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保のほか、有線系や携帯電話も含め、要配慮者（避難行動要支援者）にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者（避難行動要支援者）、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、市は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含めて常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、国及び県と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

さらに、市は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるほか、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

5 被災者支援

県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第16節 飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄

関係各部

大規模な災害が発生した場合は、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になり、被災者向けの飲料水、食料、その他生活必需品の全てを即時に供給することが困難となることが予想される。

そこで、市は、呉羽山断層帯の被害想定や、令和6年能登半島地震での課題を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、品目や数量を適宜見直し、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

そして、市は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、市民、事業所に対して必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

市は、物資の迅速な配布のため、保管場所について、各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、令和6年能登半島地震を踏まえた備蓄拠点配置の最適化について検討する。また、迅速な物資の配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織等の関係者と共有し、連携の強化を図る。

1 飲料水等の確保

市は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を確保するよう周知に努める。

- (1) 市は、当座に必要な飲料水の備蓄に努める。
- (2) 市は、被災者に対し飲料水の迅速な応急給水活動が実施できるよう、給水拠点の整備や給水タンク、給水トラック等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置に努めるとともに、生活用水、都市活動のための用水を順次確保できる体制の整備を図っていくものとする。
- (3) 水道施設の早期復旧を図るため、工事業者との間において災害時における協力協定を締結しているが、更なる応急復旧体制の整備に万全を期する。
- (4) 市民に対し貯水について次の事項の啓発を行う。

ア 家庭において備蓄すべき飲料水は、水道水等衛生的な水を用い、一人1日3リット

ル程度を目安とし、最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を目標とする。

イ 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、水漏れしないものを使用する。

2 食料及び生活必需品等の確保

(1) 食料及び生活必需品等の備蓄

ア 市民の備蓄

大規模な災害時には、行政機関の対応には一定の限界がある。そのため、市民に対し「自らの身は自らで守る」という意識のもと、大規模災害による都市機能の停止等を考慮して最低3日分程度の食料や生活必需品等の非常持ち出し品の備えの促進を図る。備蓄にあたっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギー等の食事に特別な配慮の必要な者がいる世帯などそれぞれの家族構成に応じて十分な備えをする必要がある。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

イ 事業所の備蓄

大規模災害時には、市内の事業所に市外等から通勤している人々の中から多くの帰宅困難者が発生するおそれがある。また、事業所においても業務の早期再開を図るための応急対策が必要となる。そのため、事業所においては、あらかじめ帰宅困難者の想定や緊急対応措置の実施を考慮した備蓄の促進を図る。

また、事業所は、大規模災害により食料や生活必需品等の供給に混乱が生じると推測される場合、市民生活安定のため自らの社会的責任を遂行し、それぞれが備蓄する食料、資機材、生活必需品等の供給について積極的に協力する。

ウ 公的備蓄

大規模災害発生直後における流通機構の混乱や道路障害等を考慮し、緊急調達体制が確保されるまでの間の緊急的に必要となる食料や生活必需品等について、計画的に備蓄の充実を図るとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 生活必需品の確保

ア 市は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

市は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。また、市は、被災実績や他自治体の被災事例等を踏まえ、備蓄物資（毛布、ストーブ等）の内容・数量等を適宜見直すものとする。なお、生活必需品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮し、便利で使いやすい物資を導入するなど最新の動向を踏まえ、生活必需品等の整備を進める。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

イ 市は、市民及び自主防災組織が自助、共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄を積極的に啓発するものとする。

- ・ 家族構成に応じた最低3日分（推奨1週間分）の非常食とともに携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ凝固剤、トイレトペーパーなど必要最小限の生活必需品を含む非常持出品を準備する。
- ・ 特に乳幼児、高齢者等のいる世帯は、必要な物品を検討し十分な備えをするよう推奨するものとする。

(3) 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

炊出しは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊出しをすることとするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、市は炊事道具の調達先を確保しておくものとする。また、市は、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との避難所等における食事の提供に関する災害時応援協定の締結を推進するとともに、調理器具の備蓄等を行い、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できる体制を整備する。

(4) 物資調達先の確保

市は、公的備蓄とあわせ、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

(5) 備蓄倉庫の整備

市は、災害応急対策に必要な施設として耐震性のある備蓄倉庫の整備を図る。大規模な災害が発生した場合は、道路や橋梁が被害を受け、備蓄物資の輸送が困難な状況になることが予想されることから、備蓄倉庫整備にあたっては、被災者への迅速な供給を図るため、分散備蓄を図る必要がある。

(6) 防災資機材等の整備

市は、呉羽山断層帯の地震による被害想定を踏まえ、簡易トイレなどの防災資機材の整備に努める。

また、平素から災害の発生に備えて、ロープ・発電機・投光器・応急給水機材等救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。

(7) 医薬品等の確保

市は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う医療救護活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。

また、避難生活に必要な常備薬の配備に努めるとともに、各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

(8) 電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後

72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(9) 防疫対策

防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効であるマスク、消毒液等の備蓄に努める。

(10) 輸送

被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。

市は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくとともに、訓練を実施し輸送体制の強化を図るものとする。

第17節 災害救援ボランティア受入体制の整備

健康福祉部

災害時において、県、市町村その他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、市民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、行政や市民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、滑川市社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において、防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図るものとする。

市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

また、災害発生時において、県内外から駆けつける多くのボランティアが発災直後から救援・復興において非常に大きな役割を果たすことから、市ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に展開できるよう市社会福祉協議会による滑川市災害救援ボランティアセンターの設置及び運営について支援するとともに、自らも専門的技術や知識を有した災害救援ボランティアの育成に努めるものとする。

1 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門的知識や技能、資格を必要とし、通常、行政関係機関からの要請に基づいて活動する「専門的なボランティア活動」と、主に被災者の生活支援を目的に誰でも参加できる「一般的なボランティア活動」とがある。

(1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助、医療救護
- イ 建築物の危険判定
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の搜索
- オ 特殊車両等の運転操作
- カ その他、特殊な技術を要する作業

(2) 一般的なボランティア活動

- ア 避難所管理運営補助
- イ 要配慮者（避難行動要支援者）の介助、誘導
- ウ 手話、外国語の通訳
- エ 救援物資の仕分け、運搬、配布
- オ 炊出し、給水
- カ 家財の搬出、家屋の片付け、災害廃棄物の処理
- キ その他、被災者の生活支援

2 ボランティアの普及、養成

(1) ボランティア活動の普及啓発

市は、ボランティア関係機関・団体と相互に連携・協力し、ボランティア活動に対する理解と意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や手話、通訳等として、日頃活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。

3 ボランティアの受入体制の整備

(1) 滑川市災害救援ボランティアネットワーク

災害発生時には、速やかな「市災害ボランティアセンター」の設置とその円滑な運営が求められる。このため、平常時から災害時におけるボランティアの円滑な受入などについての諸問題の検討やボランティア関係団体等との連携強化を図るなど、相互協力体制を強化し、ボランティア受入体制の整備に努める。

(2) NPO・ボランティア関係機関・団体等との連携

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と連携を図るとともに、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 災害救援ボランティアコーディネーターの養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携・協力し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーターの養成を促進する。

(4) 滑川市災害救援ボランティアセンター運営の手引きの作成

災害時におけるボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、市災害救援ボランティアセンター運営の手引きを作成し、災害時におけるボランティアの円滑な受入と効果的な活動の展開を図る。

(5) 防災訓練への参加

市は、総合防災訓練への災害救援ボランティアコーディネーター及びボランティアの積極的な参加を呼びかけるとともに、ボランティア関係機関・団体、自治会、自主防災組織等との連携のあり方について訓練を通して検証する。

(6) 災害救援ボランティアセンター運營業務の効率化

災害救援ボランティアセンターの運営を円滑に行い、入力作業や管理作業の負担を軽減するために、費用面も踏まえた災害支援アプリ等の活用・導入について検討する。

(7) 連携体制の強化

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、滑川市地域防災計画等において、災害救援ボランティアセンターを運営する者（滑川市社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第18節 孤立集落化の予防

関係各部

市は、土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するために、各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるため、万全の事前措置を実施するものとする。

1 実態の調査等

市は、孤立のおそれのある集落について事前に調査を行い、防災に関する基本情報（集落の連絡責任者、集落人口、要配慮者の状況等）の台帳を整備し、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。また、土砂災害危険箇所、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップ作成・配布により当該市民へ周知する。

2 地域防災力向上への支援

市は、孤立化のおそれのある集落における地区防災計画の策定や、停電や断水等のライフラインの途絶に対応できるオフグリッド化のための資機材整備等による自主防災組織の防災力向上への支援に取り組むものとする。

3 孤立集落の機能維持

市は、孤立する集落の機能の維持を図り、市民の安全を確保するため、集落の実情に応じ、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておく。

- (1) 土木作業機械
- (2) 照明設備
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資材

4 通信連絡体制の整備

市は、孤立のおそれのある集落との通信を確保するため、次のとおり非常時に備えた連絡体制の整備に努めるとともに、運用等についても具体的に定めておく。

- (1) 防災行政無線の整備
- (2) 加入電話による市民との連絡網の確立
- (3) 非常通信の確保
- (4) 他の機関の通信手段の活用
- (5) 衛星通信の配備

5 事前措置

(1) 食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、土砂災害の発生等により孤立し、生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、市では、各家庭単位での食

料、燃料及び医薬品等の備蓄について推奨する。

(2) 対応手順の整理

複数箇所集落が孤立化することを想定し、行政としての対応手順（集落内の状況確認体制、道路啓開等の優先順位の基本的な考え方等）を整理する。

(3) 道路ネットワーク脆弱地域対策

道路管理者は、道路ネットワークが脆弱な地域への対応を考慮した道路啓開計画を作成し、計画的な道路整備に取り組む。

また、県及び市は、季節や気象条件を考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討し、空や海からの救助・物資輸送を想定したヘリコプターの離着陸やエアクッション艇の揚陸が可能な地点の調査に努めるとともに、道路の寸断の要因となる恐れのある沿道林の事前伐採に努めるものとする。

(4) 救急・救助体制の整備

市では、孤立した集落での土砂災害等に伴うけが人等の発生に備え、輸送手段の確保等について事前に計画を作成しておくものとする。また、孤立集落への救急・救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの活用が有効であることから、市は、県と連携して孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備しておく。

第2編 地震・津波災害対策編

第2章 災害応急対策計画

第1節 地震被害の拡大防止活動等

関係各部

1 地震及び津波に関する情報の収集

市は、地震及び津波に関する情報を関係機関の連携のもとに、迅速かつ確実に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。

なお、地震及び津波に関する情報の発表の流れについては、資料編2－5のとおりである。

(1) 地震に関する情報

気象庁では、地震発生直後から地震や津波に関する様々な情報が発表される。

地震動警報・予報（緊急地震速報）については、次のとおりである。また、発表基準については、資料編2－5のとおりである。

【地震動警報・予報（緊急地震速報）】

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報(警報)」 又は「緊急地震速報」	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに(※)、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報(予報)」

※緊急地震速報（警報）の発表条件は、2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(2) 津波に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する津波に関する情報は、以下のとおりである。

ア 大津波警報・津波警報・注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という。）を発表する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等】

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さの区分)	巨大地震 の場合	

			の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m $\leq$ 予想される津波の最大波の高さ $\leq$ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

ウ 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

(7) 津波情報の留意事項

a 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

b 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

c 津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

d 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

【津波情報の種類と発表内容】

津波情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ (発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発

	表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸までの津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(注1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

・気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表される。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

エ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。）

【津波予報の発表基準と発表内容】

発表される場合	内 容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「津波予報」は「津波警報・注意報・予報」としてまとめた形で発表される。

オ 津波予報

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、富山県が属する津波予報区は、資料編2-5のとおりである。

2 情報の伝達

(1) 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、関係機関は、迅速かつ的確に伝達する。

情報の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段の活用のほか、住民同士の声かけ等を促進するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図り、住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

市は、震度5弱以上の地震が発生した場合、関係各部は、広報車等を活用し、市民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、市民に注意を喚起する。その際、要配慮者への呼びかけに配慮する。

また、気象庁が提供する緊急地震速報を活用した防災対策を推進し、地震による被害の軽減を図る。

(2) 津波にする情報の伝達

津波に関する情報は、危険地域に対して迅速に周知する必要があるため、関係機関は、迅速かつ的確に伝達する。

また、津波警報・注意報の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-アラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

3 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手先	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。

	<注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
エレベーター内	最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。
屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。 山やがけ付近では、落石やがけ崩れに注意する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
鉄道やバスなどに乗車中	つり皮や手すりにしっかりつかまる。

4 被害の未然防止、拡大防止活動

(1) 地震

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、関係各部は、広報車等を活用し、市民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、市民に注意を喚起する。その際、要配慮者（避難行動要支援者）への呼びかけに配慮する。

なお、甚大な被害が発生し、呼びかけを行うことが困難な場合は、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難に関する情報の提供を行う等、市民への周知に努める。

また、気象庁が提供する緊急地震速報を活用した防災対策を推進し、地震による被害の軽減を図るものとする。

(2) 津波

地震が発生した場合、津波警報発表前であっても、津波が来襲するおそれがあること

から、沿岸部の市民に対して、日頃から地震情報に関する啓発活動を行うものとする。

ア 海面の監視

津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、また、震度4以上の揺れを感じた場合、高台等津波の危険性のない場所において、消防部及び消防団は海面の状態を監視する。

イ 被害の未然防止、拡大防止の呼びかけ

津波予報が発表された場合、また、海面監視で異常を覚知した場合、消防部は、消防団及び沿岸を所管する防災関係機関の協力を得ながら、広報車、同報系無線等を通じて市民に対して安全な場所への避難を呼びかける。

なお、甚大な被害が発生し、呼びかけを行うことが困難な場合は、報道機関（テレビ、ラジオ）に対して避難に関する情報の提供を行う等、市民への周知に努める。

ウ 市民・船舶の措置

- (7) 震度4程度以上の強い地震が発生したとき、若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは、海岸にいる者、海岸付近の市民等は、直ちに海岸から退避し、急いで安全な場所に避難すること。船舶所有者は、船舶を港外に退避させること（時間的に余裕があるときのみ）。
- (イ) できるだけ正しい情報を、ラジオ、テレビ、同報系無線、広報車等を通じて入手すること。
- (ウ) 津波注意報でも磯釣りは危険なので行わないこと。
- (エ) 港外に退避できない小型船舶は、高いところに引き上げて固縛するなどの措置をとること（時間的に余裕があるときのみ）。
- (オ) 津波は繰り返し襲ってくる場合があるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで気をゆるめないこと。

第2節 動員配備

関係各部

市域で地震が発生した場合、直ちに次の配備体制をとり、被害状況の把握及び災害応急対策を実施するものとする。

1 市の配備基準

地震・津波発生時において、災害応急対策を強力に推進するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、規定により速やかに非常配備体制をとる。

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

配備・本部体制	配備基準	参集職員
準備体制	(1) 震度3の地震が発生したとき。 (2) 津波注意報が発表されたとき。 (3) 市長が必要と認めたとき。	防災危機管理課、建設課、 上下水道課、その他市有施設を管理する課等の長、職員及び消防署
第一非常配備 警戒本部 (本部長：総務部長)	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 津波警報が発表されたとき。 (3) 市長が必要と認めたとき。	防災危機管理課、建設課、 上下水道課、その他市有施設を管理する課等の長、職員及び消防署 ※その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第二非常配備体制に移行し得る体制
第二非常配備 特別警戒本部 (本部長：市長)	(1) 震度5弱の地震が発生したとき。 (2) 市長が必要と認めたとき。	全職員が参集し、応急対策を実施する体制をとる。
第三非常配備 災害対策本部 (本部長：市長)	(1) 震度5強以上の地震が発生したとき。 (2) 大津波警報が発表されたとき。 (3) 市長が必要と認めたとき。	

※ 市長は、被害の種類、規模によって、必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

2 参集基準等

(1) あらかじめ指定された災害対策要員は、非常配備基準により自主参集する。必要に応じ、デジタル技術を活用し、関係職員に一斉連絡する。

- (2) 災害対策本部各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画し、職員に周知しておく。
- (3) 夜間、休日等において配備体制を決定したときは、あらかじめ定められた連絡系統にしたがって、電話・ロゴチャット等により職員に伝達する。なお、電話等が使用不能又は著しく使用困難なときは、職員は自ら被害情報を収集し、参集についての自主判断をする。
- (4) 職員の参集場所は、原則として所属する部署とする。ただし、避難所の早期解錠等、別に指示がある場合については、当該指定された場所に参集し、応急対策活動を行う。
所属部署に参集が困難な場合は、最寄りの公民館、避難所等に参集し、応急対策活動を行う。
- (5) 参集時の交通手段は、原則として自転車、バイク又は徒歩で行う。
- (6) 職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査するとともに、要救護者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに参集する。
- (7) 職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備により参集する。

3 要員配備の調整等

(1) 本部室の要員配備の調整

防災危機管理班は、本部室要員が不足する場合は、本部室連絡員を通じて各部からの要員の応援を求める。

(2) 各部の要員配備の調整

各部の長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内の応援班及びその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足する場合は、防災危機管理班に要員配備の調整を求める。

(3) 配備状況の確認

防災危機管理班は、職員の安否と参集可否の確認方法をあらかじめ整理し、職員に対して周知するとともに、地震・津波発生後、できるだけ速やかに職員の配備状況を把握する。

(4) 応援要請等

市職員のみでは十分な応急対策活動が行えないと予想される場合は、状況に応じて速やかに協定市等に職員の派遣応援協力を要請するものとする。

第3節 災害対策本部の設置

本部室 関係各部

1 災害対策本部及び現地災害対策本部

(1) 設置基準

ア 災害対策本部

市長は、次の基準により災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部が設置された場合には、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、災害対策本部に総括される。

(ア) 震度5強以上の地震を観測したとき（自動設置）。

(イ) 大津波警報が発表されたとき（自動設置）。

(ウ) 地震（津波）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、震災応急対策のため必要があると市長が認めるとき。

イ 現地災害対策本部

本部長は、災害対策本部が設置された場合で必要と認めたときは、災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置する。

(2) 職務権限の代行

震災発生時において、市長が不在等の非常時には、災害対策本部の設置等の市長権限委譲の順位を次のとおりとする。

ア 第1順位者 副市長

イ 第2順位者 教育長

ウ 第3順位者 総務部長

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部は、市庁舎3階大会議室に設置し、災害対策本部室（以下「本部室」という。）を市庁舎3階第2委員会室に設置する。ただし、市庁舎に甚大な被害を生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、市民交流プラザ又は中滑川複合施設「メリカ」とする。

イ 現地災害対策本部

被災現場近くの公共施設等に設置する。

(4) 災害対策本部の設置準備

ア 庁舎の被害状況の把握

庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は衛星通信用自家発電装置の作動等応急措置を施す。衛星通信用自家発電装置については、平常時からその燃料確保の対策を講じておくものとする。

イ 職員の被災状況の把握

勤務時間内の発災の場合、直ちに職員及び庁舎内の外来者の負傷状況等を把握し、応急手当、避難誘導等を施す。勤務時間外の発災の場合は、職員の参集状況から安否

不明の者を掌握する。

ウ 通信の確保

無線、有線設備の点検等を行い、通信機能の確保を図る。

(5) 組織

ア 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって組織する。

イ 本部に、部及び班を置く。

(6) 解散基準

本部長は、災害応急対策がおおむね終了したと認めるときは、災害対策本部及び現地災害対策本部を解散する。

(7) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置及び解散した場合、直ちにその旨を文書により通知・発表する。

ア 富山県（危機管理局）ただし、県に連絡できない場合は国（消防庁）

イ 関係機関

ウ 報道機関

2 地震災害発生時における応急活動の流れ

地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務は次のとおりである。

(1) 第1段階

ア 被災情報の収集

イ 初期消火、消火活動

ウ 危険な建物・場所からの避難

エ 建物等の下敷きになった者の救出（地域住民の共助）

オ 避難行動要支援者の安全確保（地域住民の共助）

カ 職員の緊急参集

キ 災害対策本部の設置

ク 自衛隊等の出動準備要請

ケ 通信施設被害の状況確認及び確保

(2) 第2段階

ア 被災情報の収集

イ 県・協定市等への応援要請

ウ 自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請

エ 避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）

オ 緊急輸送道路の啓開

カ 交通規制の実施

キ 被災地への救護所の設置

ク 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

ケ 滑川市災害救援ボランティアセンターの設置

コ ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

(3) 第3段階

- ア 被災情報の収集
- イ 災害救助法の適用
- ウ 通信途絶地域への仮設通信設備の設置
- エ 避難所への避難者の概数及び飲料水、食料等必要量の把握
- オ 市の被害状況の把握
- カ 被災地外からの医療救護班の受入れ
- キ 輸送用車両の確保

(4) 第4段階

- ア 被災情報の収集
- イ 各種施設の被災状況の把握
- ウ 避難所等への仮設トイレの設置
- エ 避難所等への飲料水・食料・生活必需品の輸
- オ 避難所での要配慮者（避難行動要支援者）の状況把握

(5) 第5段階

- ア 避難所外避難者の状況把握
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ ボランティアの受入れ
- オ 義援金の受付

第4節 被害情報の収集・伝達

本部室 消防部 関係各部

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市は、各防災関係機関と緊密な連携のもと、災害に関する情報を速やかに把握する体制を整えるものとする。

市は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の情報を収集し、関係機関に連絡する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

人的被害の数（死者・行方不明者をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市に連絡する。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

1 概括的な被害程度の収集・伝達活動（災害概況即報）

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者などの住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに国（消防庁）及び県災害対策本部へ同時に報告する。

（1）報告時の留意事項

ア 被害の発生地域・地点（火災、がけ崩れ、生き埋め等）

- イ 被害の状況（人的被害、住家被害に重点をおく。）
- ウ 応急対策の実施状況（災害対策本部の設置、避難情報、避難所の開設、交通規制、送電中止、広域応援要請等）

2 被害状況の収集・伝達活動（被害状況即報）

概括的な被害程度の把握の後、具体的な被害状況の把握に努める。把握した情報を被害状況即報（様式3（その2））として県（県に伝達できない場合は国（消防庁））に随時報告する。

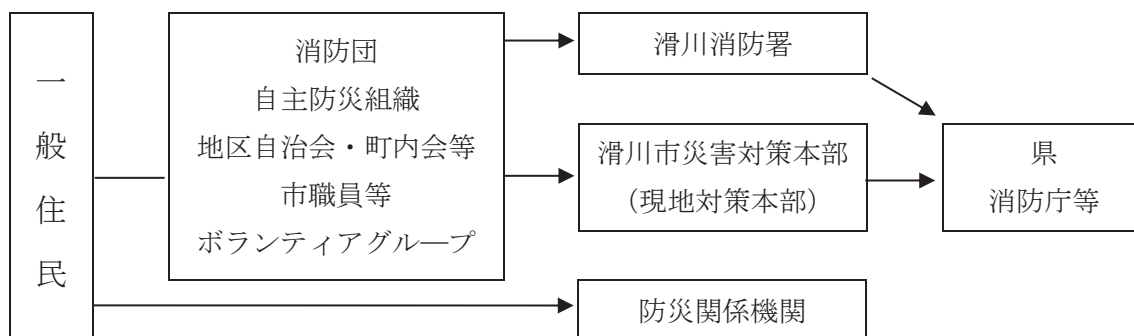
（1）報告時の留意事項

被害状況は、報告時点において判明している最新の情報を把握する。また、災害救助法が適用される場合は、家屋の被害が重要となるので判定にあたっては、正確かつ速やかに被害の把握に努める。

（2）災害確定報告

応急対策が終了した後、災害確定報告（様式4）として県災害対策本部（防災・危機管理課）に原則として10日以内に報告する。

3 被害情報の収集・伝達系統



4 収集手段

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、市は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

（1）地域からの情報収集

被災現地での情報の収集及び伝達は、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織、地区自治会・町内会、郵便局等及びボランティアグループ等の活動組織を通じて行うものとし、情報の正確性を保持するため、災害対策本部との窓口の一本化を図るように努める。

（2）参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

（3）防災関係機関からの情報収集

警察への110番や消防の119番通報、のほか、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を収集する。

(4) 現地調査

被害が甚大な地域、通信手段が途絶した地域にあつては、被災状況の調査のため調査隊を組織し、派遣することとする。また、今後の災害救助活動に重要な市外への幹線道路（国県主要道等）の被害状況の調査も迅速に実施する。

(5) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集

県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊や海上保安本部の航空機等により、上空からの被害状況を収集する。また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。

(6) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(7) 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(8) インターネットによる情報収集

インターネットにより情報を収集する。

5 伝達手段

市は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- (2) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、関係機関が所有するヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、衛星通信用移動車等による映像伝送についても有効に活用する。

第5節 通信の確保

総務部 消防部

災害により通信施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急活動に大きな支障が生じるため、市及び各防災関係機関は、この復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じるものとする。

1 災害時の通信連絡

市は、災害に関する予報、警報並びに被害状況の収集及び伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として、滑川市防災行政無線（同報系／移動系）、富山県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワーク※、公衆通信回線（一般加入電話／災害時優先電話）で行うものとする。

2 非常通信※の利用

市、県及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が使用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助や災害の救援のため必要と認めるときは、非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急な危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ実施するものとする。

3 他機関の通信設備の有線利用等

災害に関する通知、要請、伝達等災害が発生した場合の応急措置に必要な通信のため、緊急を要する場合において特別の必要があると認めたときは、関係法令の規定により、市長は消防通信設備、警察通信設備、電気通信設備の通信設備を使用することができる。（電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、消防組織法第41条等）

4 自衛隊の通信支援

市長は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。（本章第15節「自衛隊の災害派遣要請依頼」）

5 その他の通信の利用

(1) 防災相互通信用無線の利用（全国共通波 466.775MHz）

被害状況や応援要請等を県、防災関係機関に伝送する手段として、全国共通周波数を用いる防災相互通信用無線を活用する。

(2) 移動式通信設備の使用

緊急時や災害復旧活動における通信手段として、携帯電話等を有効に活用する。

(3) アマチュア無線の活用

被災情報、安否情報、救援物資の輸送情報、生活情報等の収集・伝達等について、アマチュア無線クラブ等の協力を得る。

6 公衆通信事業者への応援要請

N T T 西日本富山支店等に対し災害対策本部の緊急連絡電話として、衛星携帯電話の設置を依頼する。また、大規模な避難所への無料特設公衆電話の設置も併せて依頼する。

7 すべての通信が途絶した場合

すべての有線通信、無線通信が途絶した場合は、使送により情報の収集・伝達を行う。

8 応急復旧体制

通信施設が被災した場合は、被害状況を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、防災関係機関相互の通信回路の確保にあたる。

※ 地域衛星通信ネットワーク

東経162度の赤道上空約3万6千kmを飛行する「スーパーバードB2号機」という静止衛星を介して、地方公共団体間の音声やデータあるいは映像の送受信を行う通信システムのこと。通信衛星を利用するため、日本全国をカバーする広域性を持ち、回線設定が容易で災害に強いという特性がある。なお、富山県防災行政無線は、このネットワークに加入しており、災害時はもとより平常時においても有効利用できるよう構成されており、県と市町村等を結ぶ通信手段として利用している。

※ 非常通信

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

第6節 消防活動

消防部

大規模な災害時は、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、市は、市民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、全総力を挙げて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むものとする。

1 消防活動

(1) 消防署における消防活動

滑川消防署において別に定める「消防計画」による。

(2) 応援要請（第14節「広域応援要請」参照）

ア 市は、自らの消防力のみでは対処できないときは、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づく応援を県内の他の消防機関へ要請する。

イ 市は、緊急消防援助隊※、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を求める必要があるときは、県に出動を要請する。

ウ 市は、県消防防災ヘリコプターの出動が必要な場合は、県に出動を要請する。

2 市民、地区自治会・町内会、自主防災組織及び事業所の役割

大規模な地震時には、同時多発火災、道路の損壊及び土砂災害等の多くの災害の同時発生が予想され、消防の総力をもってしても全災害に対処することは非常に困難と考えられる。

したがって、効果的な消防活動を行うため、市民、地区自治会・町内会、自主防災組織及び事業所においては、次の活動に努める。

(1) 市民

ア 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

イ LPガスはガス容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等火気の使用に注意を払う。

エ 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声で助けを求め、消防機関へ通報を行う。

(2) 地区自治会・町内会、自主防災組織

ア 災害発生後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。

イ 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を用いて初期消火活動にあたる。

ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

エ 多数の市民が避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、出火防止に努める。

(3) 事業所

- ア 火気使用の禁止、L P ガスや石油類等の供給元の遮断確認、流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。
- イ 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ウ 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消防用設備等を用いて一気に消火し、延焼防止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物等が火災になり拡大すると判断された場合は、付近の市民に避難を呼びかける。
- エ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

※ 緊急消防援助隊

大規模・特殊な災害発生時に、国が全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。

第7節 広 報

総務部 関係各部

災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

市は、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するために広報活動を行う。

1 広報活動

(1) 広報における留意事項

- ア 災害で通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- イ 視覚、聴覚障害者にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保するよう努める。
- ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、ケーブルテレビ等を通じての外国語放送に努める。
- エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう努める。
- オ 自主防災組織、地区自治会・町内会、地域住民等は、地域における避難行動要支援者への災害に関する情報伝達に努める。

(2) 市の広報内容

市は、地域における第一義的な広報機関として、県、警察署、消防署、医療機関その他現地機関との連絡調整を行い、住民に対し一元化した正確な情報を速やかに提供する。

ア 広報内容

(7) 地震発生直後（概ね3～4時間以内）

- a 地震発生情報の伝達（震源・規模・震度等）、被災状況速報の発表

(i) 応急対策初動期（概ね2日以内）

- a 避難情報、避難所の指定
- b 食糧・医療・道路復旧等、応急対策状況に関する情報
- c 住民の精神的な安定及び社会秩序維持のための呼びかけ
- d 住民の安否確認
- e 避難所の開設情報
- f 自主防災組織、地区自治会・町内会等への依頼事項
- g テレビ・ラジオを通じ被災状況とその対応について説明し、地域住民の協力を要請（市長）
- h 生活関連情報、その他必要事項

(v) 応急対策本格稼働期（概ね3日目以降）

- a 消毒、衛生、医療救護
- b 小・中学校の授業再開予定

- c 仮設住宅の建設計画の策定
- d 住宅応急修理制度の実施（半壊認定住宅）
- (エ) 復旧対策期
 - a 被害規模・金額の発表
 - b 復旧状況及び見込報告（ライフライン、交通、公共土木施設等）
 - c 復興方針説明（知事・市長）
 - d り災（被災）証明の発行
 - e 生活再建資金の貸付
 - f 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - g その他生活再建に関する情報
- (オ) 支援受け入れに関する広報
 - a 各種ボランティア情報（他機関と連携したニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
 - b 義援金・救援物資の受入れに関する情報
- (カ) 被災者に対する広報
 - a 被災者への相談サービスの開設状況
- (キ) その他必要事項
- イ 広報手段

広報手段としては、以下の方法から広報を行う時点で最も効果的と判断したものを選び、必要に応じて複数の手段の併用も行う。

 - (ア) 市民相談所（総合案内所を含む。）の開設
 - (イ) ホームページ、ソーシャルメディア、防災アプリ、携帯端末の緊急速報メールを通じての広報
 - (ウ) ケーブルテレビ、報道機関を通じての広報
 - (エ) 防災無線（同報系）、有線放送、広報車、ハンドマイクによる広報
 - (オ) 広報紙、チラシの掲示・配布
 - (カ) 避難所への職員の派遣
 - (キ) ボランティアによる外国人等への広報活動
 - (ク) ヘリコプターによる上空からの広報

2 報道機関に対する情報提供、資料提供

(1) 報道機関に対する情報提供等

本庁舎内に設置するプレスルームを拠点に、企画政策班が調整主体となって報道機関への情報提供等を行う。

ア 本部室、各部班、関係機関は、広報情報をとりまとめ、企画政策班を通して報道機関に情報提供等を行う。なお、電気、ガス、電話等のライフライン関係機関は、プレスルームとの連携が十分図れるよう、プレスルームの職員の常駐等可能な手段を用いて迅速・的確な情報の提供体制の確保を図る。

イ 関係機関は、必要に応じて報道機関に直接情報提供等を行う。

ウ 企画政策班は、本庁舎内に設置したプレスルームで、記者発表等により報道機関に

情報提供、資料提供を行う。その際、視覚障害者、聴覚障害者及び外国人等にも可能な限り配慮する。

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、企画政策班を窓口にして対応する。

3 記録を目的とする取材

市は、後の資料とするための取材を行い、映像・写真・録音・文書（電子データを含む。）等により記録を残す。この場合、被災した住民のプライバシーに配慮する。

第8節 災害時の放送

総務部

市、県及び報道機関等は、防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供するものとする。

1 災害時における放送（全県波放送局）

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、県があらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」に定めた手続きにより、放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、県知事を通じて依頼することができる。

(1) 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 放送を求める理由
- イ 放送の内容
- ウ 発信者名及び受信の対象者
- エ 放送の種類

(2) 放送の依頼先

- ア 日本放送協会富山放送局
- イ 北日本放送株式会社
- ウ 富山テレビ放送株式会社
- エ 株式会社チューリップテレビ
- オ 富山エフエム放送株式会社

2 災害時における放送（ケーブルテレビ）

市は、必要があると認められる場合は、株式会社TAM（NET3）と協力し、あらかじめ定めた手続きにより、ケーブルテレビで緊急割込放送及び災害緊急放送を行うものとする。

第9節 避難情報、避難誘導等

本部室 関係各部

災害により、人命の保護又は被害拡大の防止のため必要と認められる場合は、市民に対して適切に避難情報の発令を行うとともに、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難所への円滑な誘導に努める。誘導にあたっては、要配慮者（避難行動要支援者）の避難を優先して行うものとする。

1 避難情報の発令と行動

避難行動は、準備にかかる時間的余裕が必要であることから、高齢者等避難、避難指示の2段階で発令する。

また、災害が発生又は切迫している状況にあつては、緊急安全確保を発令する。発令時等の状況及び市民に求められる行動は次のとおりである。

避難情報 (気象情報)	警 戒 レベル	発令時等の状況	取るべき行動
早期注意情報	1	◆今後気象状況悪化のおそれ	◆災害への心構え
大雨・洪水・ 高潮注意報等	2	◆気象状況悪化	◆自らの避難行動を確認
高齢者等避難	3	◆災害のおそれあり 避難行動に時間を要する高齢者等要配慮者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が <u>高まった状況</u>	◆危険な場所から高齢者等は避難 避難行動に時間を要する高齢者等要配慮者は、近くの避難所への避難行動を開始（避難支援者は、支援行動を開始）する。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。
避難指示	4	◆災害のおそれ高い 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が <u>明らかに高まった状況</u>	◆危険な場所から全員避難 通常の避難行動ができる者は、近くの避難所等への避難行動を開始する。
～＜警戒レベル4までに必ず避難＞～			
緊急安全確保	5	◆災害発生又は切迫 災害の発生や切迫した状況から人的被害の発生する可能性が <u>非常に高いと判断された状況又は発生した状況</u> 堤防の隣接地帯、地域の特徴等から、人的被害の発生する可能性が <u>非常に高いと判断</u>	◆命の危険 直ちに身の安全確保 避難中の者は、今いる場所より安全な場所に直ちに移動する。 未だ避難していない者は、その場でとることができる身の安全を確保する行動又は生命を守る最低限の行動をとる。

		された状況又は発生した状況	
--	--	---------------	--

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、近くの避難所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

※ 災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5相当の防災気象情報が発表されても、緊急安全確保が必ず発令されるとは限らない。

2 発令基準

避難情報の発令は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- (1) 災害の拡大により、市民の生命に危険が及ぶと認められるとき。
- (2) 警報等が発表され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき
(資料9-1参照)
- (3) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、市民に生命の危険が認められるとき。
- (4) 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難情報の発令が必要と認められるとき。
(資料9-2参照)
- (5) 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。
- (6) 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。
- (7) その他、災害の状況により、市長が認めるとき。

3 避難情報発令の実施責任者

避難情報発令の実施責任者は、次のとおりである。

なお、実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておくものとする。

避難情報が発令されたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。本部室は、避難情報を発令した場合、速やかに知事に報告を行う。

また、市は、避難情報発令に関する意思決定にあたり、必要に応じ、県に助言を求めるものとする。さらに、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

避難情報	警戒レベル	実施責任者	措置	基準
高齢者等避難	3	市長 (災害対策基本法第56条)	高齢者等へ避難行動の開始を求める。	避難行動に時間を要する高齢者等要配慮者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。

避難 情報	警 戒 レベル	実施責任者	措置	基準
避難指示・緊急安全確保	4 ・ 5	知事及びその命を受けた 職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの 指示	洪水、津波又は高潮のはん 濫により著しい危険が切迫し ていると認められるとき。
		知事及びその命を受けた 職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの 指示	地すべりにより著しい危険 が切迫していると認められる とき。
		市長又は知事 (知事は、市長がその全 部又は大部分の事務を行 うことができなくなった とき。 (災害対策基本法第60条)	立退き及び 立退き先の 指示 屋内での退 避等の安全 確保措置	災害が発生し、又は発生す るおそれがある場合におい て、特別の必要があると認め られるとき。
		警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条) 海上保安官	立退き及び 立退き先の 指示 屋内での退 避等の安全 確保措置 警告 避難の指示	市長が避難のための立退き を指示することができないと 認めるとき。 市長から要請があったとき。 重大な被害が切迫したと認 めるときは、警告を発し、又は 特に急を要する場合において 危害を受けるおそれのある者 に対し、必要な限度で避難等 の措置をとる。
		自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生 じた場合において、警察官が その場にいない場合に限り、 災害派遣を命ぜられた部隊等 の自衛官は避難等について必 要な措置をとる。

4 避難情報発令の内容及び市民への広報・伝達

本部室は、避難情報発令について、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難情報発令の理由
- (4) その他避難時の注意事項等

避難情報発令の方法は、避難対象地域の市民のみならず走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、住民同士の声かけ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。市民に対して避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

また、必要に応じて、各家庭への戸別訪問やテレビ、ラジオ放送による周知のための協力依頼を行う。

5 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、市長は次の措置をとることができる。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物の除去等
- (4) 市民を応急措置の業務に従事させること

上記の場合において、市長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

6 避難誘導

- (1) 自主防災組織、地区自治会・町内会及び事業所等は、高齢者等避難又は避難指示の発令があった場合、集団避難方式により段階的に避難所への避難を実施するよう努める。
- (2) 避難情報等がうまく伝わらない状況下においては、住民はラジオ等の震災報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難所等へ避難するものとする。
- (3) 最寄りのグラウンド、公園等へ避難した住民は、自主防災組織、地区自治会・町内会、民生委員等と協力し、地域住民の安否確認を出来る範囲で行い、連絡の取れない住民の

把握に努める。また、当該避難所に危険が迫った場合は、消防団、市職員、警察官等の誘導により、他の安全な避難所に避難する。

- (4) 要配慮者（避難行動要支援者）は、自力で避難することが困難なため、消防団、自主防災組織、地区自治会・町内会、民生委員等の補助により、優先的に避難するものとする。
- (5) 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官、消防団、自主防災組織、地区自治会・町内会等の協力により避難路上にある障害物の排除、危険箇所の周知に努め、避難の円滑化を図る。
- (6) 観光客等の一時滞在者の避難誘導については、警察、消防、施設管理者等の協力を得て行うものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難指示は地域の居住地の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。

7 避難所外避難者

市は、警察官、消防団、自主防災組織、地区自治会・町内会、民生委員等の協力を得て、避難所外避難者の状況の把握に努めるとともに、避難行動要支援者については、できるだけ避難所又は医療施設等へ移送するように努める。

第10節 避難所の開設・運営

総務部 健康福祉部 教育部 関係各部

市は、管内の施設（指定避難所）を避難所として開設する。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。避難所は、住民が帰宅又は仮設住宅等の一時居住場所を得た段階で閉鎖する。避難所の運営は、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与することを原則とする。運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者（避難行動要支援者）に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮する。

1 避難所の開設（資料編4参照）

- (1) 市は、管内の指定避難所を避難所として開設する。また、要配慮者（避難行動要支援者）に配慮して、旅館やホテル等の施設の借上げ等を行うなど多様な避難所の確保を図る。
- (2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、市は、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。
- (3) 避難所を開設したときは、避難所管理者をおく。
- (4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。
- (5) 避難所を開設した場合、自主防災組織、地区自治会・町内会及び避難住民等の協力を得て避難者名簿（様式9号、様式10号）を作成するものとする。
- (6) 市内の避難所だけでは被災者を収容できないときは、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。
- (7) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するものとする。

2 避難所の運営

市は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理者として職員を常駐させ、施設管理者、地区自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア、防災士等の協力を得て、避難者の保護にあたる。また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、施設管理者、地区自治会・町内会、自主防災組織、防災士、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に對して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者

に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(1) 生活環境への留意事項

ア 医療

被災者に医療を提供する施設（避難所救護コーナー）を必要と判断される施設に併設する。避難所救護コーナーを設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム、精神保健チームを巡回させる。

イ 栄養、健康等

避難者の必要最小限の栄養確保（特に乳幼児等に配慮する。）及び生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。また、アレルギー等にも配慮し、様々なニーズに対応するよう努める。

ウ 衛生

入浴設備、便所、ごみ処理等の維持管理を衛生面に十分配慮しながら、避難者と協力して行う。

エ 感染症対策

指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。

オ プライバシー保護

避難所でのプライバシーの保護等のため、更衣室、授乳室等を確保する。

カ 女性参画の推進

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

キ 防火・防犯

避難所での防火・防犯について、必要に応じてパトロールを行う。

ク 要配慮者（避難行動要支援者）のための相談体制

市は、被災した要配慮者（避難行動要支援者）の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するための相談体制を必要に応じて整備する。また、手話通訳者の配置等コミュニケーション支援の体制整備に努める。

また、視聴覚障害者のための情報手段（ラジオ、テレビ（字幕・手話・開設放送）、ホワイトボード、遠隔通訳サービス（手話・文字チャット）等）の整備に努める。

ケ 被災者等のこころのケア

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等開設する診療所や

相談所においては、精神保健対策（こころのケア）を専門とする診療、相談を行う。

コ 避難所の早期解消

公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋、応急仮設住宅の提供等により、避難所の早期解消に努める。

サ ホームレスの受入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

シ 生活環境整備

避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的知識等を活用した支援を行うものとする。また、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

ス 家庭動物と同行避難

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」及び「滑川市避難所におけるペット対応マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

市は、避難所における家庭動物の受入状況及び避難状況を把握するとともに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 災害対策本部との連絡体制

避難所と災害対策本部との連絡については、避難所の運営を行っている避難所運営委員の代表等（総務班）が行うものとする。

避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により市災害対策本部へ連絡を行う。

(3) 避難所における情報提供

ア 避難所運営委員は、伝言板や広報板を設置する。

イ 各部班及び関係機関は、避難所で広報すべき情報を広報広聴コーナーに届ける。その際、必要に応じて外国人のために多言語化等に努める。

(4) 避難所の撤収

市は、発災後の状況に応じて、避難所の撤収を判断し、避難所の運営組織リーダーを通じて避難者に周知するものとする。

第11節 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保

健康福祉部
教育部 関係各部

災害時に自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い要配慮者（避難行動要支援者）の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。また、地域住民、関係団体、社会福祉施設、医療施設等と平時からの連携のもと支援を行うものとする。

市は避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に努めるものとする。

1 在宅の避難行動要支援者の安全確保

(1) 安否確認

市及び関係機関は、地区自治会・町内会、自主防災組織、民生委員、ボランティア、防災士等と協力し、あらかじめ要支援対象者として市が把握している者及び新たに発生した要支援者の被災状況を把握する。

(2) 避難誘導及び救助

市及び関係機関は、消防団、地区自治会・町内会、自主防災組織等の協力を得て、安全に万全を期しながら担架等により避難行動要支援者の避難支援にあたる。

自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、防災士等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動、必要な情報の提供等に努める。

(3) 避難所における確認

市は、避難所の運営を行っている避難所運営委員会等と協力し、避難所における避難行動要支援者の被災状況の確認を行う。

ア 要支援対象者の確認（避難所にいないときは、自宅の確認）

イ 介助者が災害によって介護できなくなっている要支援者の確認

ウ 保護者が行方不明等となっている乳幼児の確認

エ 日本語が話せない外国人や身寄りのない外国人の確認

(4) 被災した避難行動要支援者の措置

市は、関係機関と協力し、避難所での介護、施設への緊急入所、自宅での介護、親族による引取り等被災した避難行動要支援者の措置について連絡調整に努める。また、適切な介護ボランティア等の手配を行い、継続した支援及び生活情報の提供に努める。

避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。

市は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

2 社会福祉施設における入所者の安全確保

(1) 被害状況の把握

市は、速やかに社会福祉施設及びその入所者の安全確保の状況について施設長を通じて調査する。

(2) 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定められた各施設の防災計画に従い、入所者の保護に努める。

応急保護にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 医療、食料等の確保
- イ 入（通）所者の保健衛生
- ウ 家庭や保護者との連絡体制

(3) 社会福祉施設への支援

被災した社会福祉施設は、他からの支援が必要な場合、市に対し応援を要請する。また、保護者にも連絡し、可能な人には引取り等の協力を要請する。応援要請を受けた市は、被災しなかった施設への緊急入所等の連絡調整及び応急保護のため必要な資機材の調達の斡旋等の措置を講じ、避難行動要支援者の生活安定を図るものとする。

3 学校幼稚園における幼児児童生徒の安全確保

(1) 被害状況の把握

市は、在校（園）中の災害発生の場合、速やかに教育関係施設及び幼児児童生徒の安全確保の状況について校（園）長等を通じて調査する。

(2) 幼児児童生徒の保護

幼児児童生徒が教育施設にいる際、災害が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定められた学校幼稚園の防災計画に従い、保護に努める。

ア 学校幼稚園の対応

- (ア) 校（園）長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
- (イ) 学校内、通学路の危険箇所の点検及び回路の設定等を早急に行う。
- (ウ) 幼児児童生徒については、教職員の指導のもとPTA等の協力を得て集団下校により全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、障害のある幼児児童生徒については、学校幼稚園において保護者、代理人等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の幼児児童生徒のうち引渡し又は帰宅できない者については、状況を判断し、学校幼稚園において保護する。
- (エ) 施設内において、災害が発生したときは、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

イ 教職員の対処、指導基準

- (ア) 災害発生の場合、幼児児童生徒を教室等に集める。
- (イ) 幼児児童生徒の避難・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (ウ) 学級担任等は、出席簿等を携行し、学校幼稚園本部の指示により、所定の場所へ

誘導・退避させる。

- (エ) 障害のある幼児児童生徒については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- (オ) 幼児児童生徒の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。
- (カ) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない幼児児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引続き保護する。
- (キ) 幼児児童生徒の安全を確保したのち、学校幼稚園本部の指示により防災対策にあたる。

(3) 臨時休校（園）等の措置

市は、施設の被害又は幼児児童生徒、教職員の被災の程度によっては、校（園）長との協議のうえ、臨時休校（園）等の措置をとることとする。

4 外国人の援護対策

(1) 外国人の安否確認・避難誘導

市は、日本赤十字社、外国大使館等を通して、照会のある在住外国人の安否調査について、関係各機関との連絡やボランティアや地域のキーパーソン等の協力を得て、所在・安否の確認を行い回答する。また、ボランティアの協力を得ながら避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに、報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア、富山県災害多言語支援センター及び外国人雇用企業監理団体等の協力を得ながら相談体制を整備する。また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。

5 宿泊者の安全確保

(1) 宿泊施設の被害状況・営業状況の把握

市は、市内の宿泊施設の被害状況・営業状況の把握に努める。各宿泊施設は、宿泊者に人的被害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合には、市に通報する。

(2) 宿泊者の安全確保

宿泊者の安全確保については、一時的には各宿泊施設の責任において万全を期す。避難等において支援が必要な場合、各宿泊施設は市に支援を要請し、市は要請を受けた場合、可能な限り支援を行う。

6 帰宅困難者への対策

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

このため、市はこのような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を推進する。

(1) 徒歩帰宅支援ステーション

(一社)日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店（以下「加盟店」）は、富山県と締結している「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出する。



(2) 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容

ア 水道水、トイレ等の提供

イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供

(3) その他

(株)北陸銀行は、富山県と締結している「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供等を実施する。

第12節 災害救援ボランティアとの連携

健康福祉部

大規模な災害が発生したとき被災地の復興には、行政機関及び防災関係機関、事業所、市民の応急活動だけでは、対応が十分にできないことが想定されるため、災害救援ボランティアの役割は重要である。このため、ボランティアが被災現場で円滑に支援、救援等の活動を行うことができるよう体制の整備を図るものとする。

ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については受け入れの際には必要な感染防止措置を講じるものとする。

内閣府等、県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。

ボランティアの受入に際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

1 市災害救援ボランティアセンター

市災害対策本部が設置された場合は、市社会福祉協議会は、市と連携して速やかに市災害救援ボランティアセンターを設置するものとする。

市災害救援ボランティアセンター設置後は、速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先、ボランティアの活用等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティアセンターにコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

市災害救援ボランティアセンターは、市災害対策本部との連携が図ることができる場所（施設）に設置するものとする。市及び市社会福祉協議会は、あらかじめ協議して設置場所を定めておくものとする。

(2) 役割（機能・業務）

- ア 被災者支援ニーズの把握
- イ 相談窓口（電話）の設置
- ウ 市災害対策本部、県災害救援ボランティアセンター及び現地事務所との連絡調整
- エ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請

- オ 現地事務所間のボランティア等の配置調整
- カ 地域内への広報
- キ ボランティアの受入れ、登録、保険加入
- ク 活動用資機材の調達
- ケ 救援物資の仕分け、搬送、供給調整
- コ 各種相談対応

(3) その他

県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2 災害救援ボランティア現地事務所

市災害救援ボランティアセンターは、被災地の被害状況に応じてボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害救援ボランティアセンターが担うものとする。

(1) 設置場所

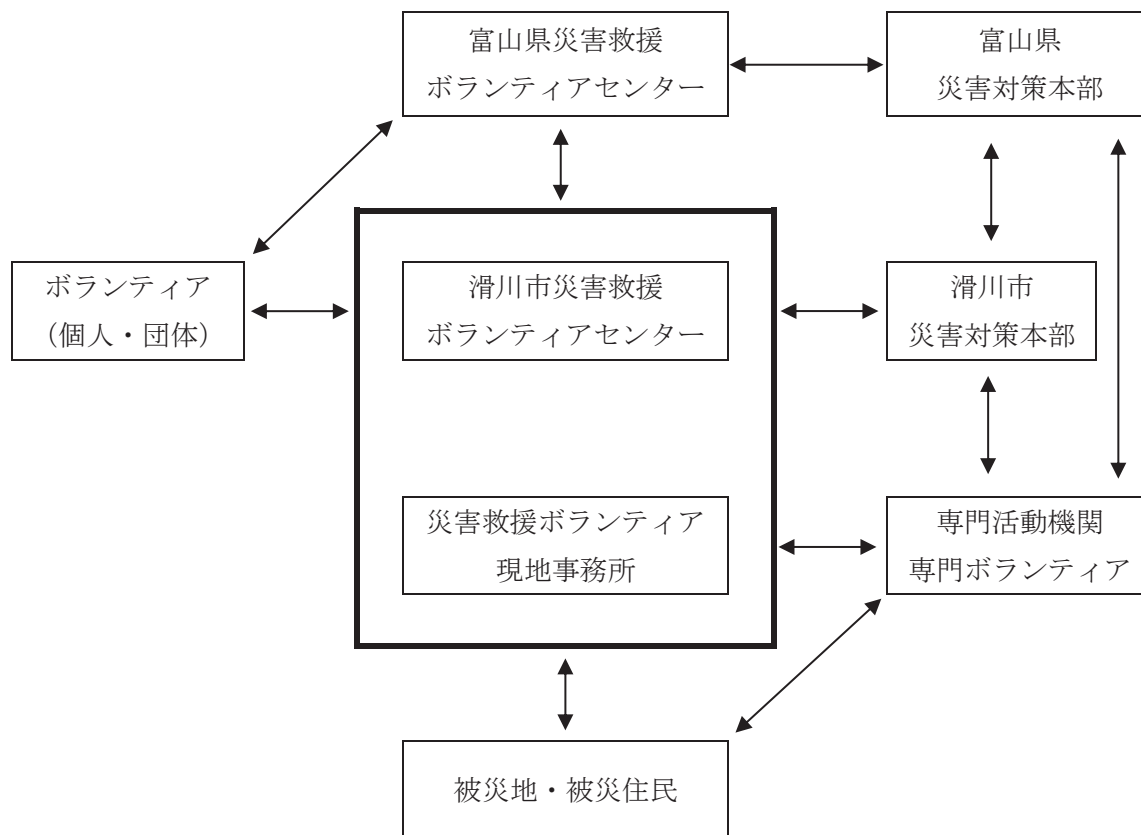
現地事務所を設置する場合は、市は、ボランティア活動が円滑に行うことができる場所（公民館、避難所等の施設）の確保に協力するものとする。

(2) 役割（機能・業務）

- ア 市災害救援ボランティアセンターとの連絡調整
- イ 被災者ニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ、登録、保険加入
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での活動支援
- ク ボランティアの健康管理

3 連絡体制

市災害対策本部とボランティアとの有機的な連携を図るため、次のような体制をとる。



4 市災害救援ボランティアセンターへの協力依頼事項

- (1) 広報活動に関する事項
- (2) 被災者名簿の整理に関する事項
- (3) 給水、食料給付に関する事項
- (4) 避難所の運営に関する事項
- (5) 社会福祉施設等の支援に関する事項
- (6) 救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項
- (7) 保育、子供の遊び相手、高齢者や障害者等の支援に関する事項
- (8) 被災者ニーズ及び被災状況の把握に関する事項

5 ボランティアへの支援

- (1) 市は、ボランティア活動に必要な行政情報等を求められた場合、的確に提供する。
- (2) 市は、ボランティア活動に必要な各種資機材等のあつせん、提供を求められた場合、積極的に支援する。
- (3) 市は、ボランティア活動の拠点（現地事務所等）の確保に努める。
- (4) 市は、ボランティアの災害ボランティア保険への加入を支援する。

第13節 民間団体等からの人員の確保

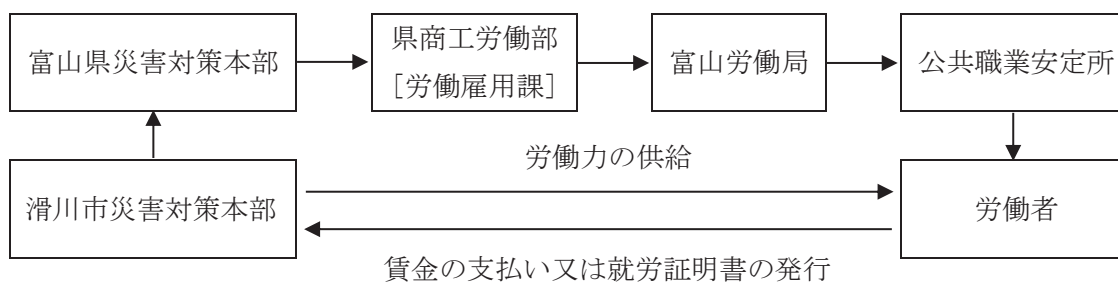
関係各部

1 民間団体からの人員の確保

炊き出し、物資の仕分け、運搬、配布等のために、地区自治会・町内会、婦人会、その他各種民間団体から人員を確保する必要があると認めた場合は、それぞれの部班が市災害救援ボランティアセンターへ要請し、ボランティアセンターが必要な人員等の調整を行う。なお、急を要する場合は、当該部班が直接民間団体に要請し、その旨をボランティアセンターに報告する。

2 労働力の確保

廃棄物の処理、物資の仕分け、応急仮設住宅の建設、道路の応急復旧等において労働力を確保する必要がある場合、各部班は、商工水産班を通じて県に要請する。要請を受けた県は、富山労働局を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内又は市指定場所に待機させる。



3 医療救護関係者の出動要請

医師、看護師等の動員に関する必要な事項は、第18節「医療救護」の定めるところによるものとする。

4 土木・建設業者の動員要請

各部班は、土木・建設業者の動員を必要とする場合には、災害の状況及び必要建設機械等を把握し、業者に対し要請するものとする。

5 受入体制の確立

各部班は、動員された者の作業が効率的に行えるように作業内容・作業場所・休憩又は宿泊場所・その他作業に必要な受入体制を整えるものとする。

第14節 広域応援要請

本部室 消防部 関係各部

大規模な災害発生時において、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、市と防災関係機関が相互に協力し、防災活動に万全を期すものとする。

特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「滑川市災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。なお、協力先との連絡調整にあたっては、県の窓口の一本化を図り、円滑な対応を実施するよう努める。

1 県内の他市町村への応援要請

(1) 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣の要請

市長は、事務処理のため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して職員の派遣を要請する。

(2) 災害対策基本法第67条に基づく応援の要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内の他の市町村長に対し次の事項を示して応援を求める。

- ア 応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資等
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ 応援の受入れ他

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、「富山県市町村消防相互応援協定」を締結している。

市長は、自らの消防力では対応できないときは、県内の他の消防に対し次の事項を示して応援要請を行う。なお、県知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、緊急消防援助隊又は他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請する。

- ア 災害の種別
- イ 災害の状況
- ウ 応援隊の種別、隊員数及び人員
- エ 防ぎよに必要な資機材の種別及び数量
- オ 応援の場所及び誘導員の配置場所
- カ その他必要な事項

2 県への応援要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって県の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、

県のリエゾン職員を通じて、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(1) 地方自治法第252条の17に基づく職員派遣の要請

市長は、事務処理のため必要があると認めるときは、県知事に対して職員の派遣を要請する。

(2) 災害対策基本法第68条に基づく応援の要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を必要とする人員、物資等
- ウ 応援を必要とする場所、期間
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ 応援の受入れ他
- カ その他必要な事項

(3) 自衛隊の災害派遣要請依頼（災害対策基本法第68条の2）

本章第15節「自衛隊の災害派遣要請依頼」に定める。

(4) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

ア 要請の範囲

市長は、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、県防災航空センターに消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

- (ア) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (イ) 市の消防では、災害の防ぎよ等が著しく困難と認められる場合
- (ウ) その他、救急搬送等の緊急性があると認められる場合

イ 要請の方法

市長は、県防災航空センターに対し次の事項を明らかにして、出動要請するものとする。

- (ア) 災害等の種別
- (イ) 災害等の発生日時、場所及び被害の状況
- (ウ) 災害等の発生現場の気象状況
- (エ) 災害等の現場の最高指揮者の職、氏名及びその者との連絡方法
- (オ) 飛行場外離着陸場の所在地及び受入体制
- (カ) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (キ) その他必要事項

(5) 警察官の出動要請

各部班は、警察官の出動を要請する場合には、本部室を通じ所轄警察署長に対し出動を要請する。本部室に要請を依頼するいとまがないときは、当該部班において、直接要請し、その旨を本部室に報告する。

なお、広域的かつ迅速な災害警察活動部隊として、広域緊急援助隊があり、本部室は警察本部に対し必要に応じこの部隊の派遣を要請する。

(6) 災害対策基本法第30条に基づく職員派遣のあっせん要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を示して、指定地方行政機関又は特定公共機関※の職員派遣のあっせんを求める。

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 協定市への応援要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、協定市町村に対し災害発生日時、被害状況及び要請理由のほか、次の事項から必要とするものを要請する。

- (1) 必要とする食料、飲料水及び生活必需品及び資機材等の種類、数量
- (2) 派遣職員等の職種、人数及び派遣見込期間、派遣場所
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 児童生徒の受入希望人数
- (5) その他必要とする事項

4 国等の機関に対する職員派遣の要請(災害対策基本法第29条に基づく要請)

市長は、市の地域に係る災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し次の事項を示して、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

5 公共的団体、民間団体等に対する要請

市長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

6 相互応援・協力

市長は、県知事、他市町村長等から応援又は協力を求められた場合は、正当な理由がない限り応援し、又は協力しなければならない。

※ 特定公共機関

その業務の内容がその他の事情を勘案して市町村の地域にかかる災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれの地域を限って内閣総理大臣が指定するもの。

7 応援受入体制の確立

県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。

県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。

また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

応援に要した費用は、協定等の定めがある場合を除き、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、災対法又は各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

第15節 自衛隊の災害派遣要請依頼

本部室

大規模な災害が発生したとき、市民の生命及び財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

1 自衛隊の災害派遣の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに搜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 （消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。 （航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。）
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を行う。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を行う。

区分	活動内容
その他	その他、臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

2 災害派遣要請の手続き

(1) 総括的窓口（一本化）

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、本部室防災危機管理班とする。

(2) 手続き

市長は、災害派遣要請の必要性を認めた場合は、県知事（危機管理局）に文書（様式5）により災害派遣要請の依頼を行う。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下記の部隊の長にその内容を通知する。この場合、市長は速やかにその旨を県知事に通知する（災害対策基本法第68条の2）。

(3) 通知先

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510 京都府舞鶴市字部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

3 災害派遣要請の受入れ

市長は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは、派遣部隊の受入に万全を期す。部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議を行う。

(1) 作業計画及び資機材の準備

- ア 派遣部隊と市との連絡責任者の決定
- イ 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
- ウ 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

(2) 受入施設等の確保

- ア 自衛隊事務室
- イ 自衛隊派遣ヘリポート（予定）（資料8-4参照）
- ウ 駐車場
- エ 幕営地（予定）（資料8-4参照）
- オ 飛行場外離着陸場（資料8-4参照）

4 災害派遣部隊の撤収要請

市長（本部室）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、（様式6）により撤収要請の依頼を行う。

5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊が保有する装備品に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料、入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

第16節 災害救助法の適用

本部室 健康福祉部 関係各部

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急措置である。人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きいことから、災害救助法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

1 災害救助法の適用基準等

(1) 基準の内容

- ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。
- イ 原則として、同一の災害によることとする。ただし、次のような例外がある。
 - (ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害
 - (イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも、社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。
- ウ 市町村又は県の人口に応じ、一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

次のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

- ア 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が60世帯以上であること。
- イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市の被害世帯数が30世帯以上であること。
- ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。

2 被害状況認定基準

(1) 滅失世帯の認定

住家の滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を滅失した1世帯とするが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家滅失の認定

- ア 住宅の全壊（全焼・全流失）

住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流

失、埋没、焼失したもの又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかに該当するものである。

(7) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。

(4) 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものである。

イ 住家の半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものである、具体的には次のいずれかに該当するものである。

(7) 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。

(4) 住家の主要構造物の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものである。

ウ 床上浸水

(7) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のものである。

(4) 土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものである。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

(7) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(4) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

(7) にその建物を居住のために使用しているものをいう。

(4) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて1住家とする。

(5) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれ1住家とする。

(6) 学校、病院等の施設の一部に住込みで居住している者がいる場合は、住家とする。

3 災害救助法の適用手続

(1) 災害救助法適用の県への要請等

大規模な災害が発生し、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、市長は、直ちに県知事に対し被害状況を報告する。県知事は、県内各市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に連絡するとともに、内閣府に情報提供する。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の概要

- ウ 被害状況調べ
- エ 既にとった救助措置及び今後とろうとする措置
- オ その他の必要事項

(2) 救助の種類・実施期間

ア 災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動する。なお、災害救助法第13条第1項及び富山県災害救助法施行規則第16条の規定により、救助の実施に関する権限に属する事務の一部を市長が行うこととされた場合は、当該救助の実施に関する事務を処理する。

イ 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

救助の種類	実施期間
避難所の供与	災害発生の日から7日以内 (おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給(貸)与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分べんした日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から3月以内 (国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては6月以内)
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与(教科書) (文房具)	災害発生の日から1月以内 災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。

また、避難所の設置、医療、助産、死体の処理(洗浄・縫合等)等については、日本赤十字社富山県支部に委託されている。

(3) 救助の実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び後日における災害救助費国庫負担金の清算事

務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況の日計表（様式14）及び救助日報（様式15）を記録して、適宜県に報告する。（参考「災害救助の実務」（災害救助実務研究会監修））。

4 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない災害の場合については、災害の状況により必要に応じて市長の責任において救助を実施する。

第17節 救助・救急

本部室 消防部 健康福祉部

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また、自主防災組織、市民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

1 情報の収集・伝達

市は、119番・110番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、県消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

2 救助活動

(1) 消防署における消防活動

滑川消防署において別に定める「消防計画」による。

(2) 応援要請（第14節「広域応援要請」参照）

ア 市は、自らの消防力のみでは対処できないときは、「富山県市町村消防相互応援協定」に基づく応援を県内の他の消防機関へ要請する。

イ 市は、緊急消防援助隊、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を求める必要があるときは、県に出動を要請する。

ウ 市は、県消防防災ヘリコプターの出動が必要な場合は、県に出動を要請する。

エ 市は、災害の状況により海上保安部及び建設業者等に対しても応援要請を行う。海上における救助活動については、海上保安部が中心となって実施するものとし、市は海上保安部と連絡を密にして、救助活動に関する必要な協力を行うとともに、救助された者の医療機関への搬送等を行う。

(3) 市民、地区自治会・町内会、自主防災組織及び事業所の役割

ア 自分たちの住んでいる地域や事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、発見した場合は消防機関に通報する。

イ 活用できる資機材を用いて可能な限りの救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防機関に協力する。

3 救急活動

(1) 負傷者の発生状況に関する情報の収集・伝達

市は、119番通報からの情報、市医師会、医療機関から負傷者の発状況に関する情報を入手する。なお、119番通報が殺到している場合は、直ちに県へ報告することとし、県へ連絡できない場合は国（消防庁）へ直接報告する。

(2) 負傷者の応急手当・トリアージ※

ア 市民、地区自治会・町内会、自主防災組織及び事業所は、負傷者を発見した場合、止血、心肺蘇生法等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。なお、負傷の程度が小

さいものの医療処置を受ける必要がある場合は、二次医療機関※への患者の殺到を避けるため、可能な限り最寄りの診療所で応急手当を受ける。

イ 同時に多数の負傷者が発生した現場については、市は、消防署、厚生連滑川病院、市医師会、日本赤十字社富山県支部等と連携して、現地に臨時の医療救護所を設置し、負傷者の応急手当・トリアージに努める。

(3) 搬送

ア 市民、地区自治会・町内会、自主防災組織及び事業所は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、消防署へ救急車の出動を要請する。災害のため輸送手段の確保が困難な場合は、可能な範囲で自ら所有する車両等により最寄りの二次医療機関に搬送する。

イ 救急車の出動要請があった場合は、可能な限りその保有する救急車で対応する。対応が困難な場合、他の適当な車両を確保し対応する。

救急隊員は、救急処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。なお、道路の損壊、交通渋滞等により、救急車が使用できない場合は、県及び海上保安部に対し県消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、海上保安部ヘリコプター等の応援を求める。

また、消防署は、救急医療情報システムを活用して後方病院※の被災状況や重傷者の受入れ状況を確認し、効果的な搬送を行う。

※ トリアージ

負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが必要となる。

※ 二次医療機関

厚生労働省が推進する医療の役割分担で、地域の「かかりつけ医（一次医療機関）」と連携し、「検査が必要」、「緊急を要する」、「症状が重い」などの診断により、紹介（紹介状を持参）された患者の検査、診療、入院等を受け入れる病院（二次医療機関）のこと。

※ 後方病院

症状の重い緊急患者で、診療所では対応できない患者を搬送するための病院を指す。

第18節 医療救護

消防部 健康福祉部

大規模な災害が発生すると医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失する場合がある。

また、医療機関は被災しなくてもライフラインが途絶すると、その機能の一部又は全部が麻痺する場合がある。このため、医療機関の被害状況を早期に把握し、防災関係機関との情報の共有化を図るとともに、必要に応じ医療救護班を編成又は要請する。

1 医療に関する情報の収集・伝達・広報

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は医療機関から必要な情報収集を行うとともに、防災関係機関との情報の共有化を図る。また、必要な事項については、報道機関に情報提供を行い、市民周知に努める。

- (1) 被災状況（ライフラインの状況を含む。）
- (2) 稼働状況（診療受入可能状況）
- (3) 入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
- (4) 外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
- (5) 血液、医薬品、医療資機材の状況
- (6) 医師、看護師等医療スタッフの状況
- (7) 重症患者等の受入れの可能性

2 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営

(1) 医療救護班の派遣

市は、把握した情報をもとに医療救護班の派遣の必要性を判断し、必要と認める場合は、市医師会・日本赤十字社富山県支部等と連携して災害現場、避難所等に医療救護班を派遣する。災害救助法が適用された場合は、県の補助機関として県災害対策本部医務班の指示に従い活動する。

(2) 医療救護所の設置・運営

市は、把握した情報をもとに医療救護所の設置の必要性を判断し、必要と認める場合は、市医師会、日本赤十字社富山県支部等と連携して災害現場、避難所等に医療救護所を設置・運営を行う。

(3) 他医療救護班の要請

市は、医療救護活動が自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して応援を要請する。また、医療品等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対しこれらの調達のあっせんを依頼する。

3 後方医療機関への搬送

市内の医療機関や医療救護所で処置の困難な重症患者が発生した場合、消防署に市外の後方医療機関への搬送を要請する。なお、市は消防署で対処できない場合には、県、海上保

安部に船舶、ヘリコプター等による輸送を要請する。

4 医療機関の被災時の対応

被災時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、あらかじめ病院防災マニュアル等の作成に努めるとともに、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。市は、ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関から支援の要請を受けたときは、県、市医師会、災害ボランティア活動組織等の関係機関・団体に応援を要請する。

5 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「DMAT（ディ・マッット）」）は、災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた機動性を持った医療チームである。

大規模災害時においては、被災地域内の医療体制では多数の重傷者に対応できないことが想定されることから、救命率の向上のため、DMATによる迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等が予定されている。

県内においては、現在、8病院（富山大学附属病院、県立中央病院、厚生連高岡病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院）においてDMATの体制の整備が行われている。

6 日本医師会災害医療チーム（JMAT）

日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team。略称「JMAT（ジェイ・マッット）」）は、日本医師会の名の下に都道府県医師会が、郡市区医師会を単位として編成し、被災地で医療支援等を行う災害医療チームである。

JMATは、災害発生後、日本医師会による都道府県医師会への要請（事後承諾の場合を含む）に基づいて待機・出動するものであり、災害発生直後からDMAT及び被災地医師会との間で役割分担と有機的な連携を図り、主に災害応急時の医療支援活動等を行うものである。

第19節 緊急交通路の確保

建設部 関係各部

道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、災害時の緊急交通路の候補となる緊急輸送道路の応急措置を速やかに行い、効率的な防災活動が展開されるように努めるものとする。

1 道路の被害状況、応急復旧状況の把握

- (1) 市は、国土交通省富山河川国道事務所、県新川土木センター、立山土木事務所、警察署等との間で国道、県道、市道等の被害状況や交通規制、応急復旧状況に関する情報交換を行う。
- (2) 市は、あらかじめ定めた緊急輸送道路を優先的にパトロールや応急復旧等を実施し、市内の道路の被害状況を把握するとともに、市民への広報に努める。

2 交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請するとともに、市民への広報に努める。

3 緊急輸送道路の応急復旧

(1) 基本方針

市は、効果的な防災活動が展開することができるよう次の点に考慮し、市内土木建設業者の協力を得て緊急輸送道路（資料8-1参照）の応急復旧を行う。

ア 消火活動、救出活動上重要な道路

イ 緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）

ウ 緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ 広域応援受入れ上必要な道路

(2) 応援要請

被害が甚大で、市内土木建設業者で対応が難しい場合は、県に県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。

4 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第20節 輸送手段の確保

総務部 関係各部

災害時における応急対策を実施するにあたり、負傷者、病人の搬送、災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等を迅速、的確に行うため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図り、輸送手段を確保する。

1 輸送車両等の確保

- (1) 災害時に必要な車両数が、市有車両で不足する場合は、市内の運送業者、バス会社、タクシー会社等に対して種類、数量等を明示して車両（必要な場合は、運転手を含む。以下同じ。）の応援を求める。
- (2) 調達不能の場合又は借用をもってしても十分な車両を確保できないと判断した場合、県、県内市町村、応援協定締結市に対して次の事項を明示して車両の貸出し等を要請する。
 - ア 輸送区間及び借用期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数
 - エ 集結場所及び日時
 - オ その他必要事項
- (3) 自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。鉄道による輸送は、西日本旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱及び富山地方鉄道㈱に依頼する。

2 船舶の確保

市は、輸送手段として船舶（船艇、漁船等）が効果的と判断された場合、海上保安部、自衛隊、漁業協同組合への応援を求める。なお、漁業協同組合に対して連絡が取れない場合や緊急に漁船を確保する必要がある場合は、漁船保有者に対して直接応援を要請する。

3 ヘリコプター、航空機の確保

市は、輸送手段としてヘリコプター、航空機が効果的と判断された場合、県、海上保安部又は応援協定締結市に対して県保有ヘリコプター、自衛隊保有ヘリコプター・航空機、海上保安庁保有ヘリコプターの応援要請を行う。また、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

※ 臨時ヘリポート（資料8-4参照）

4 輸送拠点の確保

市外から大量の救援物資等を受け入れる場合、能率的な受入れ及び配送を行うため、防災拠点施設、輸送施設等を有機的に結ぶ道路網を勘案して、集積地（輸送拠点）を定める。

5 緊急通行車両の確認

(1) 確認手続き

緊急通行車両の確認手続きは、次により行う。(資料8-2参照)

ア 事前届出車両については、交付済みの「緊急通行車両等事前届出済証」をもって県警察本部交通規制課（警察署、緊急交通路確保のために設置された交通検問所）に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」の交付を受ける。

イ 事前届出車両以外の車両については、「緊急通行車両等確認申請書」を県警察本部交通規制課（警察署）に提出し、審査・確認のうえ、「緊急通行車両確認証明書」及び「緊急通行車両標章」の交付を受ける。

(2) 標章の掲示等

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付けるものとする。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第21節 食料等の供給

本部室 関係各部

市は、被災者及び災害応急事業現地従業者に対して、主食、副食、飲料水等を供給する必要がある場合、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。食料等の供給にあたっては、「滑川市災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」に基づき、適切な実施に努める。

1 食料等の供給・調達

市は、収集した被害情報により食料等供給対象者数の確認を行い、品目、数量、供給場所等を決めた食料供給計画を作成し、食料等の調達・供給に努める。

(1) 供給食料の種別

- ア 炊出しによる米飯、米穀、食パン、麺類（即席麺など）、乾パン
- イ ミネラルウォーター、牛乳、乳児用ミルク
- ウ 副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）、調味料（砂糖、塩、醤油、味噌）

(2) 食料等の供給対象者

- ア 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料等の持ち合わせのない者
- イ 住家の被害により炊事のできない者
- ウ 旅行者等で食料等の持参又は調達ができない者
- エ 一時的に縁故先等に避難する者で、食料等の持ち合わせがない者
- オ 被災現場において、防災活動に従事している者で、食料等の供給を必要とする者

(3) 調達・確保

- ア 農業協同組合、商工会議所、米穀取扱業者、市内生産者等の協力を得て調達するものとし、市はあらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておくよう努める。
- イ 市のみでは十分な調達ができない場合、応援協定締結市、県、他市町村に調達・供給を要請する（様式7）。
- ウ 要請にあたっては、品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要事項を明示する。

2 炊き出しの実施

(1) 炊き出し予定施設

炊き出しのための施設は、避難所を中心とした市内の公共施設とし、それぞれの給食施設・設備を利用するものとする。施設等が不足するとき、又は使用不可能なときは、近くの適当な場所で行うほか自衛隊に協力要請するものとする。

(2) 炊き出しの実施者及び協力団体

炊き出しの実施については、市職員をもって充てるほか、地区自治会・町内会、自主防災組織、赤十字奉仕団、婦人会、ボランティア、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

3 食料等の配分方法

- (1) 食料等は、食料供給計画に基づき、原則避難所において、その責任者（避難所運営委員会）を通じて配分する。なお、避難所外に避難している者に対して避難所での食料等の配分について周知する。
- (2) 要配慮者（避難行動要支援者）へ優先的に配分する。

4 災害救助法が適用された場合の留意点

災害救助法が適用された場合は、以下の点に留意する。

(1) 費用の限度額

炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。

(2) 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

第22節 生活必需品の供給

本部室 関係各部

市は、災害による住家被害等により被服、寝具その他の生活必需品を確保できない者に対して、県及び関係団体等との連携により、速やかに供給するよう努める。

1 生活必需品の調達・供給

市は、収集した被害情報により食料等供給対象者数の確認を行い、品目、数量、供給場所等を決めた生活必需品供給計画を作成し、生活必需品の調達・供給に努める。

(1) 生活必需品の種別

寝具	毛布、布団、マット等
外衣	普段着、作業着、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、ズボン、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、軍手、長靴等
炊事用具	鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
食器	茶碗、汁碗、皿、箸等
日用品	懐中電灯、乾電池、石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、LPガス等
その他	紙おむつ、生理用品、風邪薬、ラジオ、暖房器具、車イス等

(2) 生活必需品の供給対象者

- ア 避難所又は避難所以外の場所に避難した者で、生活必需品の持ち合わせのない者
- イ 旅行者等で生活必需品の調達ができない者

(3) 調達・確保

- ア 小売店、商工会議所等の協力を得て調達するものとし、市はあらかじめ主要な調達先、集積場所、輸送方法等を定めておくよう努める。
- イ 市のみでは十分な調達ができない場合、応援協定締結市、県、他市町村に調達・供給を要請する（様式7）。
- ウ 要請にあたっては、品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要事項を明示する。

2 生活必需品の配分方法

- (1) 生活必需品は、生活必需品供給計画に基づき、原則避難所において、その責任者（避難所運営委員会）を通じて配分する。なお、避難所外に避難している者に対して避難所での生活必需品の配分について周知する。
- (2) 要配慮者（避難行動要支援者）へ優先的に配分する。

3 物資の無償貸付及び贈与

市は、被災者の救助又は災害応急復旧を実施するために関係機関から要請があったとき、又は、必要と認める場合は、災害対策基本法第86条に基づき、寝具その他の生活必需品、災

害応急復旧のための資機材等は無償又は低廉な対価で貸し付け、贈与若しくは譲渡するよう努めるものとする。

4 災害救助法が適用された場合の留意点

災害救助法が適用された場合は、以下の点に留意する。

(1) 費用の限度額

生活必需品の給与又は貸与のために支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、1世帯の人数により決められる。

(2) 期間

生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

第23節 給水・水道施設応急対策

建設部

災害時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図る上で極めて重要である。市は、被災者に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努めるものとする。

1 被災状況把握

市は、次の方法により迅速かつ的確に、水道施設、配水管路等の被災状況を把握する。

- (1) テレメータ監視システム等により、取水、浄水、配水施設等の主要施設の運転状況等を把握する。
- (2) 職員が主要施設、配水管路等を巡回点検し、被災状況を把握する。
- (3) 住民からの通報により、配水管、給水管等の破損、断水等の被災状況を把握する。

2 緊急措置

市は、次の方法により迅速かつ的確に、水道施設、配水管路等の被災状況を把握する。

二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離に努め、被害の拡大を防止する。

(1) 二次被害の防止措置

- ア 消毒用塩素等の薬品の漏出防止措置を講じる。
- イ 配水施設の被災状況を確認し、飲料水等の確保に努める。
- ウ 消防機関に、地震による水道の断水、減水の状況及び配水池の作動状況等を連絡し、消火活動が適切に行われるよう配慮する。
- エ 水道施設において火災が発生した場合の速やかな消火活動を行う。

(2) 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を切り離し、飲料水等の確保に努める。

3 応急給水計画、応急復旧計画の策定

被災状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水計画と応急復旧計画を同時に立案し、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。

計画の策定にあたっては、段階的に目標水準を定め、被災直後は飲料水及び医療機関への給水を中心に行い、その後は拠点給水等により飲料水等の給水量を確保し、速やかに全戸給水することを目途とする。

4 応急給水計画

(1) 給水方法

被災状況に応じ、地域別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水

する。

給水種類	内 容
拠点給水	配水池、避難所等に給水施設を設けて給水する。
運搬給水	給水車、給水タンク搭載車等により、飲料水を被災地に運搬し給水する。
仮設給水	応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(2) 給水の順位

被災状況を考慮し、原則として次のとおりとする。

- ア 医療施設
- イ 避難所
- ウ 福祉施設・老人施設
- エ 一般需要住家

(3) 飲料水の衛生対策

給水する飲料水の残留塩素を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

(4) 生活用水の確保

消雪用井戸、農業用水等の水道水源以外の水を水洗トイレの流し水等に利用する。

(5) 要配慮者（避難行動要支援者）等に対する配慮

要配慮者（避難行動要支援者）への給水にあたっては、ボランティア活動や市民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

5 応急復旧計画

(1) 復旧作業手順

原則として取水施設、浄水施設を最優先とし、次いで送水管、配水管、給水装置（各戸一栓程度）の順に作業を行う。

(2) 復旧順位

医療施設、避難所、福祉施設・老人施設等を優先的に行う。

6 広域応援体制

市の能力では応急給水、応急復旧活動が困難な場合は、管工事協同組合、日本水道協会中部地方支部等の水道事業体に応援要請を行う。また、必要に応じ、応援協定締結市への応援要請や県へ自衛隊の派遣要請を行う。

7 住民への広報

断水、減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等の広報については、本章第7節「広報」に従い実施し、住民の不安解消に努める。

8 恒久対策計画

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び災害後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

(1) 漏水調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所のほかに、地下の漏水箇所を詳細に調査し、優先順位を定め修理計画を策定する。

(2) 恒久対策計画

原形復旧だけでなく、水道施設全体の耐震化計画を策定する。また、配水区域のブロック化、配水管のループ化等により補完機能の構築を図る。

第24節 下水道施設応急対策

建設部

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、市は直ちに下水道施設の被害状況を調査し、必要な応急措置を講じる。また、下水道に流入する汚水の量を少なくするため、入浴等の自粛の協力を住民に広報する。

1 被害調査の方法

市は、被害調査について、次の各段階に分け実施するものとする。

(1) 第1次調査（緊急調査）

処理場・ポンプ場については、被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、必要に応じて被害の拡大、二次災害防止のための点検（主に地表からの点検）を実施し、下水道本来の機能のほか道路等他施設に与える影響の調査、重要な区間の被害概要の把握を行う。

(2) 第2次調査（応急調査）

処理場・ポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を実施し、管渠については、被害の拡大、二次災害防止のための調査（管内、マンホール内までに対象を広げる。）、下水道の機能的・構造的な被害程度の調査を行う。

(3) 第3次調査（本復旧のための調査）

管渠については、マンホール内目視、テレビカメラ調査、揚水試験を行う。

2 応急対策

(1) 応急対策のための判定

市は、調査結果をもとに、次の事項に注意して応急対策が必要かどうかの判定を行い、必要があると認められたときは、適切な対処を行う。

ア 管渠・処理場・ポンプ場施設の構造的な被害の程度

イ 管渠・処理場・ポンプ場施設の機能的な被害の程度

ウ 管渠・処理場・ポンプ場施設の被害が他施設に与える影響の程度

(2) 処理場、ポンプ場の応急対策

処理場・ポンプ場の応急復旧は、処理場施設の最低限の機能を回復させるため行うものであり、重要度（復旧順位）の高い機械配管等を優先して行う。応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な処理場機能の確保を目的として行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に考慮するものとする。このため応急復旧は、可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧、固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、処理場・ポンプ場の最低限の機能保持を目的として行うものである。

(3) 管渠の応急対策

管渠の応急復旧工事は、本復旧工事までの一時的な下水道機能の確保を目的とし

て行う工事であり、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮して行う必要がある。

このため応急復旧は、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、下水道排除機能の最低限の機能確保を目的に行うものである。

3 本復旧

(1) 本復旧のための判定

市は、応急対策を行うにあたり、次の事項に注意して本復旧の必要性を調査し、必要と判断した場合は下水道施設復旧計画を策定し、適切な対処を行うものとする。

ア 管渠・処理場・ポンプ場施設の被害の程度

イ 管渠・処理場・ポンプ場施設の耐用年数

ウ 管渠・処理場・ポンプ場施設の今後の利用計画等長期的な計画方針

エ 他施設に与える影響の程度

オ 被災地の特殊性

(2) 復旧計画

本復旧を行うにあたり、主要施設から漸次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設復旧に努め、その後、枝線管渠、枥、取付管の復旧を行うものとする。

第25節 トイレ対策

産業民生部 関係各部

災害時においては、し尿等の処理の問題が極めて重要であることから、避難所の上下水道等の被害状況を調査し、仮設トイレの設置が必要と認められる場合は、至急、県及び関係団体等に協力を求め、仮設トイレを調達する等の応急対策を実施する。

1 被害調査

市は、職員の配置、巡回等により、避難所の状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

2 仮設トイレの確保・設置

- (1) 市は、リース業者から仮設トイレを借り上げ、必要となる場所に設置する。仮設トイレが市内業者からの調達だけでは確保できない場合は、県に対して調達のあっせんを依頼する。
- (2) 仮設トイレの設置目標数は、避難者60人に1基とする。
- (3) 市は、仮設トイレ等の災害用トイレを備蓄し、外部からの応援がくるまでの数日間、対応できるような体制を講じておくものとする。

3 し尿の収集・運搬・処理

市は、仮設トイレのし尿の収集・運搬をし尿処理業者に依頼し、し尿処理施設（資料7-1参照）において処理する。市内業者だけでは、し尿の収集・運搬・処理が困難な場合は、他市町村等に応援を求める。

4 快適な利用の確保

- (1) トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給する。また、避難所の状況に応じて避難者やボランティア等が協力して定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (2) 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
- (3) 利用しやすい場所へのトイレの設置、洋式便座の配置、女性や子供に対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。また、要配慮者（避難行動要支援者）が優先で利用できるトイレの設置や段差の解消、手すりの設置等を行い、要配慮者（避難行動要支援者）に配慮する。

5 市民への啓発

- (1) 水道施設が仮復旧しても、下水管のチェックが済むまで水を流さないことや袋などに貯めた汚物をごみに混ぜて出さないようにする等の注意事項を日頃から周知しておく。
- (2) トイレに関する防災用品の備蓄を推奨するとともに、災害時の仮設トイレの使用法

など、トイレに関するノウハウについて防災訓練等を通じて周知する。

6 公共トイレの整備

今後の公共トイレの整備にあたっては、平常時は水洗トイレを使いながら、非常時に汲み取りトイレとして使用が可能なものなど、災害時に対応できるようなトイレの整備を推進するものとする。

第26節 廃棄物の処理

産業民生部 関係各部

大規模な災害が発生した場合、建築物の倒壊、焼失等によって多量の廃棄物が発生することが予想される。このため、各地域別の被害状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認のうえ、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、ごみの収集、運搬、処分の実施計画を策定し、応急対策にあたる。

また、アスベストの飛散による健康被害を防止するため、石綿建築物の解体及び廃棄物の処理に当たっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年、環境省）に基づき、適切に対応する。

1 ごみの処理

- (1) 各地域別の被害状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の被災状況を確認のうえ、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、ごみの収集、運搬、処分の実施計画を策定するものとする。
- (2) 交通の妨げとならないように道路上に廃棄物を出さないように周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地域や運搬車の走行が困難な地域については、市の指定する臨時集積場所に廃棄物を搬出する。
- (3) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、優先的に収集・処理するが、収集困難な被災地については、防疫上定期的に消毒を実施し、収集可能な状態になった時点から、早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。
- (4) 災害時には、粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に排出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が考えられるので、必要により環境保全に支障のない場所を一時保管場所として設置するとともに、ごみの飛散防止対策、不法投棄対策及び消毒等衛生面の対策を講じる。
- (5) 避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (6) ごみの野焼きの禁止、災害以外の便乗ごみの排出の禁止及び指定場所以外での不法投棄の禁止のほか、市の指示する分別に従って排出するよう周知する。

2 災害廃棄物等の処理

- (1) 市は、事前に定めた市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や被災家屋の棟数、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市災害廃棄物処理実行計画を作成し、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うとともに、速やかに住民・ボランティアセンター等に対し啓発・広報（災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法、解体・撤去の手続き等）を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。
- (2) 災害廃棄物等の大量発生が予想される場合、周辺環境にも十分配慮したうえで、一時保管場所を設置するとともに、ごみやアスベストの飛散防止対策等環境衛生面に配慮

した管理を行う。

- (3) 被災家屋からの災害廃棄物等については、原則として、被災者自らが市の指定する場所に搬入することとなるが、被災者自ら搬入することが困難と判断された場合及び災害廃棄物等が道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行う。
- (4) 地区住民が道路上に廃棄物を出すことで、交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地域や運搬車の走行が困難な地域については、市の指定する臨時集積場所に廃棄物を搬出する。
- (5) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

3 広域的な支援・協力の確保

市は、生活ごみ、解体廃棄物、災害廃棄物、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第27節 保健衛生

健康福祉部 関係各部

大規模な災害が発生した場合には被災地の環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがあるため、迅速かつ強力な防疫対策等を実施するとともに、被災者の健康状態等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 防疫活動

(1) 防疫体制の確立

市は、被災地における感染症の発生状況を迅速に把握し、防疫体制を確立する。

(2) 感染症対策

ア 疾病調査を行い、被災地における感染症の発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を行い、有症者には救護所での受診を指導する。

イ 手洗い等の衛生指導を行う。

ウ 事前に指定医療機関の収容力を確認し、感染症が発生したときは、感染患者、保菌者を搬送、隔離する。

エ 感染症発生箇所の消毒の実施、又は施設管理者への指導を行う。

オ 防疫上必要と認める場合、県知事の指示に従い、臨時の予防接種を実施する。（ワクチン等の確保を迅速に行い、時期を逸さないよう措置する。）

カ チラシ、立て看板、広報車等による広報を実施する。

(3) 消毒の実施

市は、被災により環境衛生条件が低下し、感染症発生又はそのおそれがある場合は、施設管理者に指導するとともに、次に掲げる地域から優先して消毒を実施する。なお、消毒の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行うものとする（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等）。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 避難所の便所、その他の不潔場所

ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

エ 飲料水確保場所

オ 災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所

カ ねずみ、昆虫等の発生場所

(4) 市民、地区自治会・町内会及び事業所等の役割

感染症対策、消毒の実施にあたっては、地域住民、ボランティアと協力し、地域の衛生確保に努める。

(5) 厚生センター等への協力要請

防疫活動が、市自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して県内厚生センター等の応援を要請する。

また、防疫用薬剤及び器具等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対しこれらの調達のあっせんを依頼する。

2 保健衛生指導

(1) 衛生活動

ア 被災者に対する衛生指導

市は、被災市民に対し台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

市は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、給食施設等に対する食品衛生監視を実施する。

ウ 家庭動物の保護等

災害時には、避難所に飼い主が動物を連れてくることがや飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」及び「滑川市避難所におけるペット対応マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

市は、避難所における家庭動物の受入状況を把握するとともに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 保健活動

市は、災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。

なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。

被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

ア 被災者に対する保健指導

避難所等の被災市民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、ロングフライト症候群、インフルエンザ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ 被災者に対する栄養相談

低アレルギー食、アレルゲン除去食、低塩分食等の特別用途食品の入手や調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して栄養士会等と協力し、栄養相談に応じるものとする。

第28節 社会秩序の維持

関係各部

被災地域における治安の維持と市民の安全を図るため、警察機関が行う警備活動に対し必要な情報を提供するなど積極的に協力する。

1 警備活動の主な内容

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救助救護
- (3) 危険箇所の実態把握及び警戒
- (4) 避難の指示、警告及び誘導
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視
- (6) 被災地等における交通の安全と円滑化の確保
- (7) 被災地等における犯罪の予防及び取締り
- (8) 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

2 市民消費生活の安定

災害後の市民の消費生活の安定を図るため、必要に応じて次のように活動を行う。

(1) 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

市は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を行う。

(2) 消費生活相談所の開設

市は、避難所、公民館等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

(3) 大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

市は、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等生活に密着した店舗等の営業状況を把握する。

(4) 消費生活に関する広報

これらの広報については、本章第7節「広報」による。

第29節 遺体の搜索、処理、埋火葬

産業民生部

災害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携を図りつつ、遺体の搜索、処理、埋葬又は火葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

1 遺体の搜索

(1) 方法

- ア 災害により、生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、警察、消防署、消防団、海上保安部、自衛隊が連携して実施する。
- イ 遺体の搜索にあたっては、警察と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。
- ウ 搜索箇所が多数存在する場合、また、長期間に活動が及ぶ場合は、適時関係機関の代表者が集合し、活動の調整を行う。

(2) 費用

搜索にかかる費用に関し災害救助法が適用された場合は、県が以下により負担する。

ア 対象

災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

イ 支出する費用

- (ア) 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費
- (イ) 搜索のために使用した機械器具の修繕費
- (ウ) 搜索のために要する機械器具や照明器具等の燃料費

ウ 支出費の限度額

当該地域における通常の実費

エ 搜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

2 遺体の処理

(1) 方法

災害による死亡者のうち、その遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者については、警察官及び海上保安官等による検視後、遺体の処理を以下により行う。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため早急に処理できない場合は、市は、遺体の収容場所を確保し、市民に広報する。収容場所は、

原則として避難所や応援部隊の拠点となった施設を除き、被災現場付近の寺院及び公共建築物等の適当な場所とする。また、納棺用品、ドライアイス等を確保する。

ウ 検案

遺体の死因その他についての医学的検査は、原則として市民班やその他医師の協力を得て行い、この検案書を市が引き継ぐ。

エ 遺体処理台帳の整備

身元不明の遺体は、遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品の保存等の措置をとり、警察と歯科医師会の協力を得て身元の発見に努める。

(2) 費用

遺体の処理にかかる費用に関し災害救助法が適用された場合は、県が以下により負担する。

ア 対象

災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者

イ 支出する費用

(7) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用

(イ) 遺体の一時保存のための費用

(ウ) 検案のための費用

ウ 支出費の限度額

災害救助法の規定による。

エ 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

3 遺体の埋火葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬又は火葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬又は火葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合は、手続きの特例的な取扱いについて県を通じ厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは市長がこれを行う。

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害により死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。その対象は、遺族がいないか、又は遺族がいても災害による混乱期等により自ら埋葬を行うことが困難な場合において、資力の有無にかかわらず実施する。

なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

(1) 死亡者数の確認

市は、適切に埋葬又は火葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、

相談窓口を設置して、埋葬又は火葬を支援する。

(2) 方法

災害による死亡者に対しその遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合については、市が遺体の埋葬又は火葬を行う。

ア 埋火葬台帳の作成

市は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。

イ 火葬

市は、遺体を火葬場へ搬送し、火葬する。この際、多数の死亡者の発生により火葬場の能力を超えた場合又は火葬場が被災して使用不能の場合は、県に応援を求めて市外の火葬場を確保し、火葬する。

ウ 遺骨、遺留品の保管及び引取り

市は、身元不明者の遺骨、遺留品を包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。家族その他の関係者から遺骨、遺留品の引取り希望があった場合は、引き渡す。

(3) 費用

遺体の埋葬又は火葬にかかる費用に関し災害救助法が適用された場合は、県が以下により負担する。

ア 対象

災害による死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋葬又は火葬ができない場合

イ 支出する費用

埋葬又は火葬に要する費用

ウ 支出費の限度額

災害救助法の規定による。

エ 埋葬又は火葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

第30節 ライフラインの応急対策

関係各部

電気、ガス、上下水道、電話、公共交通に関わる各事業者は、各々の計画に従い、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して被害の拡大防止及び早期復旧に努める。市は、事業者からの要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

1 災害発生時の連絡体制

(1) 連絡職員の市災害対策本部への受入れ等

ア 災害発生時において各事業者は、直ちに被害調査及び復旧作業を行うとともに、復旧状況や復旧の見通しを関係機関に通報するものとする。

イ 市は、必要に応じて各事業者に対して職員の派遣を要請する等逐次連絡できる体制を確保するものとし、職員が派遣される場合は、その受け入れ体制を整備する。

(2) 被害発生時の通報

各事業者は、人身に関わる災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、市に通報する。

2 災害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次、広報車、チラシ、ホームページ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、外国人にも配慮する。なお、報道機関に情報を提供する場合、市災害対策本部に設置されるプレスルームとの連携を図るよう努める。

3 市の支援

各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合や市民向けの広報を行う場合には、事業者からの要請に基づき、市は、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、プレスルームの提供、広報車両の貸出し、市ホームページへの掲載等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第31節 公共施設等の応急復旧

関係各部

市庁舎、学校幼稚園、道路、橋梁、河川、その他の公共施設を所管する部班は、地震時の初動期において施設の緊急点検を行い、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講じる。その場合、災害応急対策を推進する上で重要な施設を優先して行う。なお、電気、ガス、上下水道、電話の各事業者と十分な連携をとるものとする。

1 公共土木施設等の応急復旧の役割分担

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行うことになるが、公共土木施設等のない地区での土砂災害等の復旧活動や人命救助のための崩壊土砂の除去は原則として市が行う。

2 復旧のための人員、資機材の確保

災害時において速やかな復旧作業に対応するため、市はあらかじめ建設業協会などの各協会や販売店等と協定を締結し、応急復旧体制の充実を図る。

3 復旧のための人員、資機材の確保

障害物除去は、障害物の規模、範囲により、必要に応じて建設業者等の協力を得ながら実施する。市のみで実施困難なときは、県知事に対し応援協力を要請する。

(1) 実施機関

- ア 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市が行う。
- イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。
- ウ がけ崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行うものとし、市のみで実施困難なときは、知事に対し応援協力を要請する。
- エ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物除去を必要とする場合

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

4 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する部班は、当該施設の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次、報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障害者、聴覚障害者、外国人にも配慮する。

第32節 農林水産業対策

産業民生部

大規模な災害の発生により、農地及び農作物等の被害、農業用施設等の損壊のほか、家畜被害、水産関係被害などが予想される。このため、市は各関係機関と相互に連携を図り、被害を最小限に食い止めるための確な措置を行うものとする。

1 農地、農業用施設及び農作物

(1) 被害状況の把握

市は、農地、農業用施設及び農作物の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、農業用施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び農家に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

ア 農舎、ハウス等の倒壊防止措置

イ 農業用燃料の漏出防止措置

(3) 応急措置

市は、土地改良区、農業協同組合等農業団体と相互に連携し、農業被害に対する次の事項等の応急措置を講じる。

ア 湛水田の計画的排水、畦畔の決壊箇所等の補修

イ 農業用用水路の水門操作 ウ 農作物の病虫害発生予防措置

エ 病虫害発生予防のための薬剤の円滑な供給

オ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

2 畜産及び家畜飼養施設

(1) 被害状況の把握

市は、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、家畜飼養施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合及び畜産農家に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

ア 畜舎の倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置

イ 家畜の逃亡防止措置及び家畜が逃亡した場合の住民への危険防止措置

(3) 応急措置

市は、県及び農業団体等と相互に連携し、家畜被害に対する次の事項の応急措置を講じる。

ア 死亡獣畜の円滑な処分及び廃用家畜緊急と殺

イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

ウ 動物用医薬品及び機材の円滑な供給

エ 家畜飼料及び飼養管理用機材の円滑な供給

オ 畜産生産物の出荷先の確保

- カ 畜舎の電力確保
- キ 家畜飲料水の確保

3 林産物及び林産施設

(1) 被害状況の把握

市は、林産物及び林産施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、倒木や林産施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、森林組合や生産者等に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

- ア 人家、道路等に影響を及ぼす場合における倒木除去
- イ 林産施設の倒壊防止措置
- ウ 周辺可燃物の除去

(3) 応急措置

市は、森林管理署及び森林組合等と相互に連携し、林産被害に対する次の事項等の応急措置を講じる。

- ア 地すべり等の被害拡大防止措置
- イ 苗木、立木等及び林産物の病虫害発生予防措置
- ウ 病虫害発生予防のための薬剤の円滑な供給
- エ 応急対策用資材の供給
- オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

4 水産物及び水産施設

(1) 被害状況の把握

市は、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに県に報告する。

(2) 二次災害防止のための緊急対策

市は、水産施設の被害状況により必要があると認められるときは、二次災害を防止するため、漁業協同組合等に対し次の事項等の指導又は指示を行う。

- ア 流出した養殖施設等の早期回収措置
- イ 養鯉池の漏水等による被害の拡大防止措置

(3) 応急措置

市は、漁業協同組合等と相互に連携し、水産被害に対する次の事項等の応急措置を講じる。

- ア 応急対策用資材の円滑な供給
- イ 養殖水産物の移送

第33節 孤立地域対策

関係各部

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知が遅れ、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立した地域の応急対策は、常にこのことを念頭に置き、優先すべきことを適切に判断してあたるものとする。

1 孤立地域への応急対策

- (1) 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) ライフラインの応急復旧による生活基盤の確保

2 孤立地域に対する活動内容

(1) 被害状況の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から状況を確認する必要がある。災害時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちにあらゆる手段を活用して孤立状況の確認を行うとともに、情報伝達手段の確保に努める。

(2) 救出・救助活動の実施

ア ヘリコプターによる救出・救助が必要な場合は、県へ要請することになるが、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関しできる限り多くの情報を収集して報告する。

イ 負傷者が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

ウ 孤立地域内の要配慮者（避難行動要支援者）の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て救出を行う。

(3) 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(4) 道路、ライフラインの応急復旧活動

孤立地域に対する物流ルートを確保するため、優先度に応じ、仮設の輸送用道路をまず確保する。

第34節 二次災害の防止

本部室 建設部 関係各部

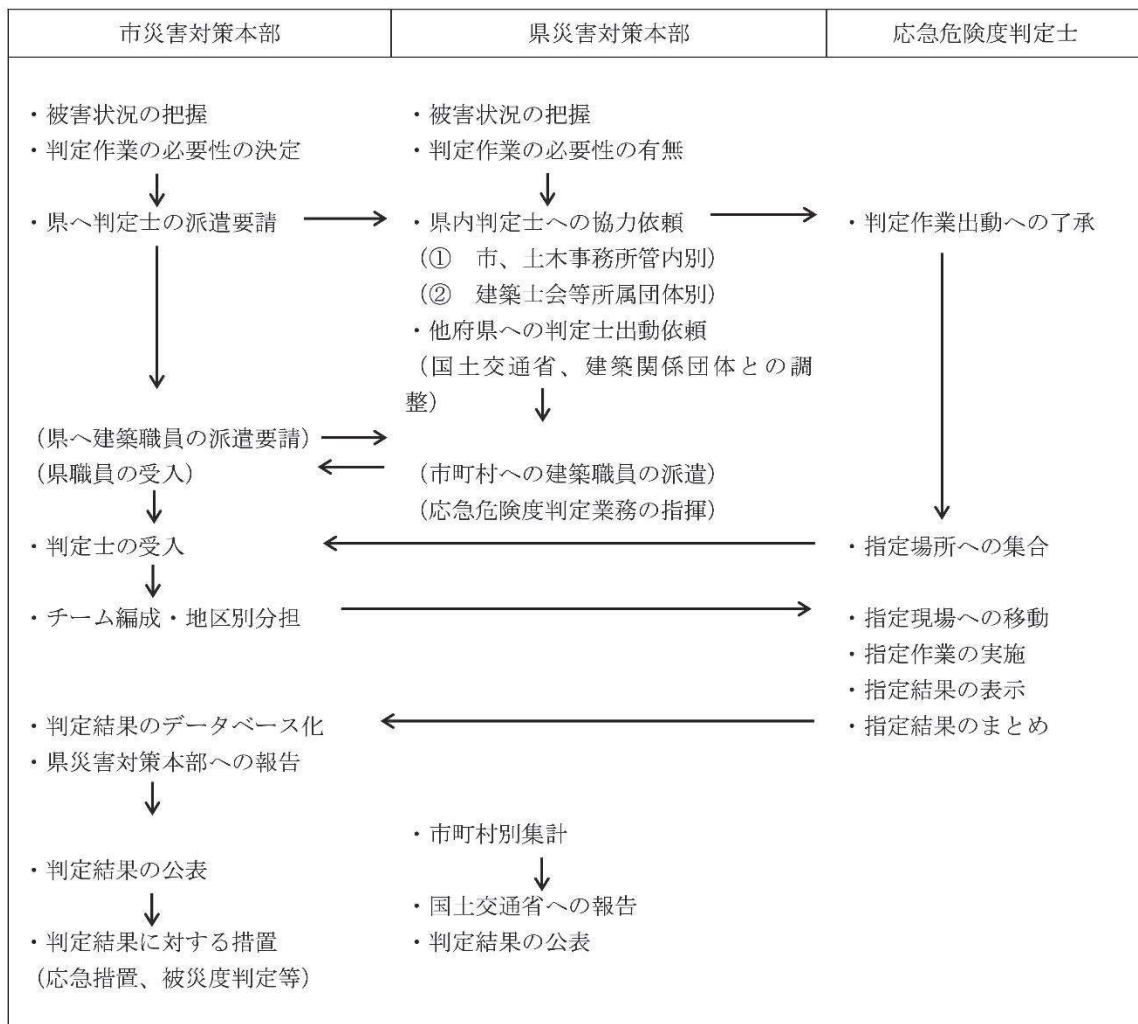
1 被災建築物の応急危険度判定※

市は、地震による被害状況を勘案し、県とも協議しながら民間建物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、県及び応急危険度判定士と連携して、次の図に従って活動を行う。また、必要に応じ、県及び建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定実施本部を設ける。

なお、判定業務の実施にあたっては、次の点に留意する。

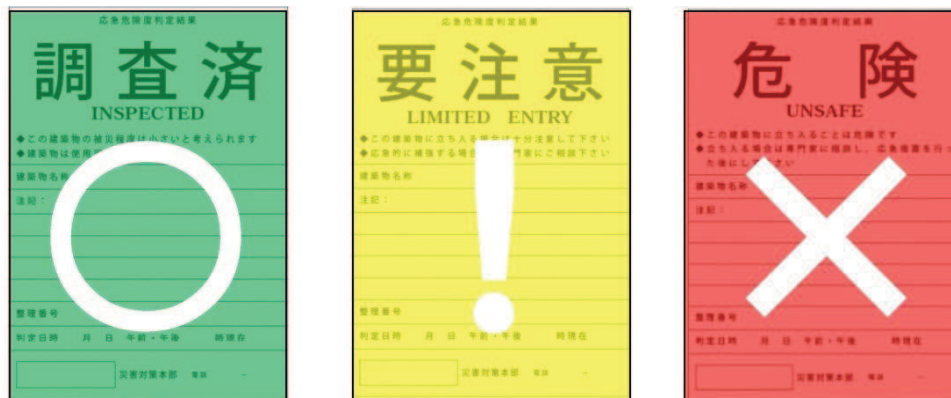
- (1) 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器等の準備を行う。
- (2) 判定業務は、2名以上のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。
- (3) 出勤にあたって、腕章、判定票、記録用紙等を配布する。
- (4) 建築士会等民間団体から協力の申出があった場合は、効果的な活動のための必要な調整を行う。

<建物の応急危険度判定活動の流れ>



※ 被災建築物の応急危険度判定

地震後の余震等による二次被害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行うものである。調査結果は、「調査済」(緑紙)、「要注意」(黄紙)、「危険」(赤紙)の3種類の判定ステッカー(色紙)のいずれかにより、見やすい場所に表示される。これは、罹災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定するものである。



2 被災宅地の応急危険度判定

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による宅地の被害から生じる二次災害を防止し、市民の安全確保を図るため、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地の危険度判定を実施する。

3 市所管建築物・構造物による二次災害防止

余震による避難所施設・市有施設の倒壊、部材の落下及び道路、橋梁等の構造物の損壊による二次災害を防止するため点検を実施するとともに、危険性が認められるときは、立入禁止の措置をとるなど、応急措置を行う。

4 水害・土砂災害対策

(1) 水防活動

地震による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、非常体制への切替えを迅速に行い、水防活動に万全を期すため、非常配備の体制をとる。

(2) 土砂災害警戒活動

地震災害の発生後、降雨等により土砂災害の発生が予想される場合、危険区域等の警戒巡視等を行う。

5 爆発物・有害物質取扱施設による二次災害防止

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行う。

(1) 危険物施設・火薬保管施設・ガス施設・毒劇物施設

(2) その他二次災害の危険性があると判断する施設

第35節 建物の被害認定調査

総務部 健康福祉部 関係各部

1 被害認定調査

市は、災害発生時には、災害の被害認定基準に基づいた被害調査を行い、り災証明書（様式12）を発行する。り災証明書は、被災者に対する義援金の支給、災害救助法による応急修理あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となるなど各種被災者支援策と密接に関連していることから、被害認定業務が円滑かつ的確に実施できるよう体制の整備に努める。

また、被災者には二次災害の防止のために行う建築物の応急危険度判定との区別の理解を求めなければならない。

(1) 認定基準

損壊基準判定又は損害基準判定のいずれかによって認定を行うものとする。なお、損害基準判定を用いる場合は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を行うものとする。

被害の程度 認定基準	全 壊	大規模 半 壊	中規模 半 壊	半 壊	準半壊	準半壊に 至らない (一部損壊)
ア 損壊基準判定 住家の延床面積に占める、住家の損壊部分の床面積の割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
イ 損害基準判定 住家全体に占める、住家の主要な構成要素の経済的被害の割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

(2) 調査活動

市は、関係機関等の協力も得てチームを編成し、被災世帯調査を実施し、市内の被災状況を把握する。

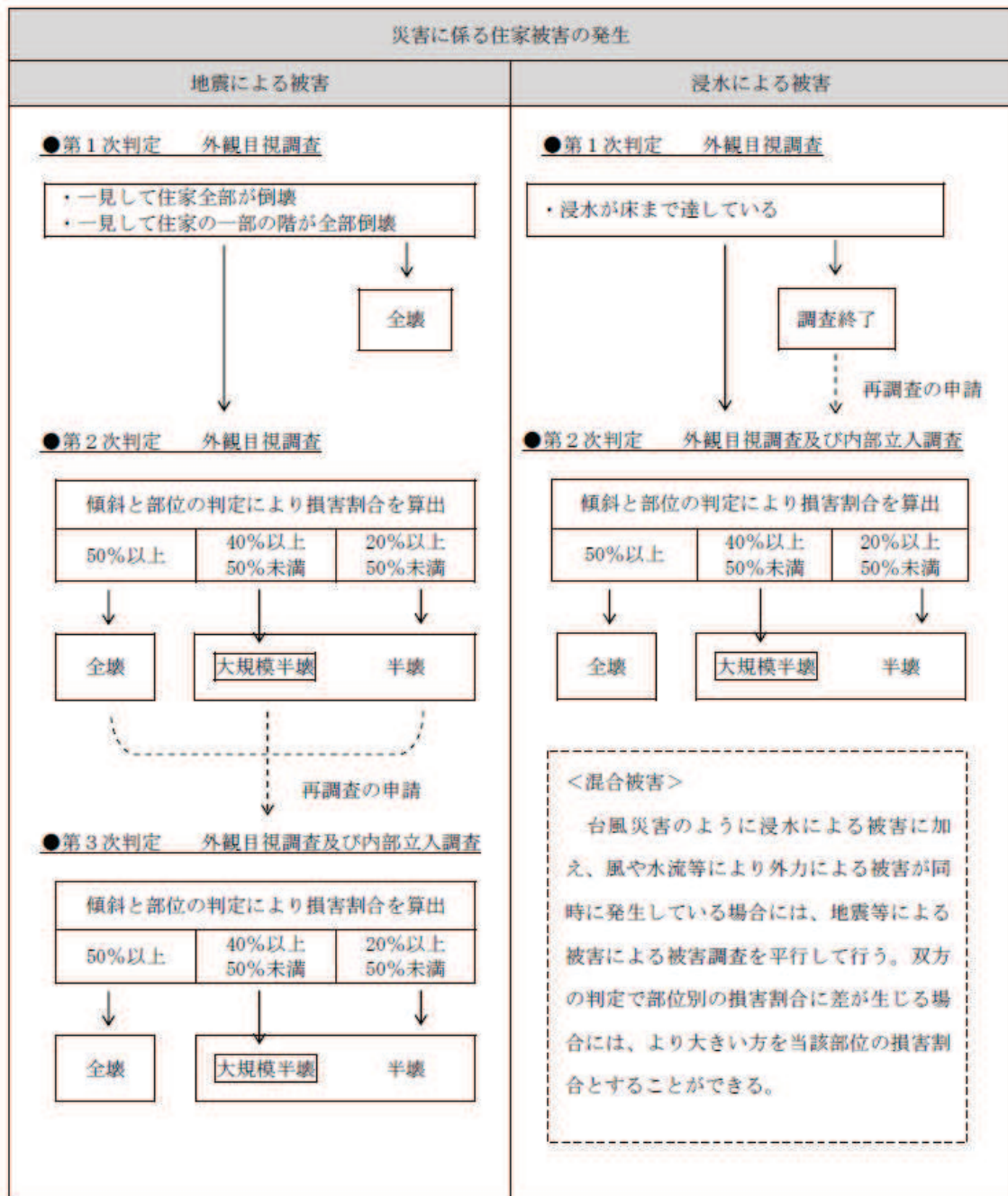
(3) 被災者台帳の作成

市は、調査結果に基づき速やかに被災者台帳（様式13）を作成する。

(4) 被害認定の流れ

被害には、「地震等による被害」、「浸水による被害」、この2つが混合した「混合被害」の3種類がある。「地震等による被害」とは、部材等が外力により物理的に破壊される被害をいい、「浸水による被害」とは、吸水により機能劣化が生じるなどの被害をいう。

また、建物の構造によって「木造・プレハブ」と鉄骨造や鉄筋コンクリート造などの「非木造」の2種類がある。



第36節 住宅の修理、応急仮設住宅の建設等

建設部 関係各部

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

1 住宅の応急修理

市は、災害のため住家が半壊（焼）し、日常生活に欠くことのできない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない者（世帯単位）に対し居住に必要な最小限の応急修理を行う。災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、災害の状況を見て市長が実施方法等を定める。

(1) 修理の範囲及び費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

(2) 修理の時期

災害発生の日から原則として3か月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては6か月以内）に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(3) 修理の方法

建築関係業者等の協力を得て行い、現物給付をもって実施する。

(4) 応急修理の対象者

ア 給付対象者の範囲

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

(7) 住家が半壊（焼）し、当面の日常生活を営むことができない者

(イ) 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない失業者
- c 特定の資産のない母子・父子世帯
- d 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者
- e 特定の資産のない勤労者
- f 特定の資産のない小企業者
- g a～fに準ずる経済的弱者

イ 対象者の選定

市において、被災者の資力、その他生活条件等を十分に調査し、これに基づき、県が選定する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が選定する。

2 応急仮設住宅の建設

市は、災害のため住家が全壊（焼）、流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保できない者（世帯単位）に対し応急仮設住宅を建設する。災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。

県及び市は、富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確立する。

(1) 被災世帯の調査

県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理等に必要な次の調査を実施する場合、県と市の役割等を明確にしたうえで、市は以下の調査を実施する。

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における市民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望
- エ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地

市は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。

<応急仮設住宅建設予定地の基準>

- (ア) 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。
- (イ) 大規模ながけ崩れや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。
- (ウ) 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

イ 設置戸数

被災世帯が必要とする戸数を設置する。

ウ 建設の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。なお、高齢者、障害者のために、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

エ 建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。

オ 建設工事

- (ア) 応急仮設住宅の建設は、所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。
- (イ) 応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)日本ムービングハウス協会等に対して協力を要請する。

カ 民間賃貸住宅借上げによる供与

- (7) 県は被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として供与する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。
- (4) 民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、(公社)日本賃貸住宅管理協会富山県支部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

キ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(3) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- (7) 住家が全壊（焼）又は流失した者
- (4) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者
- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者
 - c 特定の資産のない母子・父子世帯
 - d 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者
 - e 特定の資産のない勤労者
 - f 特定の資産のない小企業者
 - g a～fに準ずる経済的弱者

(エ) なお、災害地における住民登録の有無を問わない。

イ 入居者の選定

- (7) 応急仮設住宅の入居者の選定については、市が県に協力してこれを行う。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が決定する。
- (4) 選定にあたっては、障害者や高齢者を優先的に入居させるとともに、民生委員の意見を参考にする。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は県が行い、市がこれに協力する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

3 障害物の除去

市は、災害により住家の居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物（災害によって運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）が運び

込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者（世帯単位）に対し障害物の除去を実施する。災害救助法が適用された場合は、県知事の補助機関としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て市長が実施方法等を決める。対象者については、「1 住宅の応急修理」に準ずる。

4 公営住宅等のあっせん

応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合等を考慮し、空き部屋等の情報を収集し、状況によってはあっせんする。

- (1) 市営住宅、県営住宅等公営住宅
- (2) 民間アパート等賃貸住宅
- (3) 企業社宅、保養所等

第37節 文教対策

教育部

大規模な災害により幼児児童生徒、教職員及び学校その他文教施設が被害を受けるなど、通常の教育を受けることが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の支給等の措置を講じ、応急教育を実施する。

1 文教対策

(1) 応急教育の実施

災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校等における応急対策について万全を期する必要がある。

ア 校長又は園長（以下「校長等」という。）は、市教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の学校運営に関する計画を策定するよう努める。

イ 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。

(ア) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、安否確認方法、事後措置及び保護者との連絡方法（一斉メールの活用等）のマニュアルを作成し、その周知を図るとともに継続的に見直しを行う。

(イ) 市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網や協力体制を確立する。

(ロ) 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

(ハ) 医薬品等の確保

学校においては、当面（概ね2～3日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に努め、災害に備える。

ウ 管理諸室の確保等

学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。

(2) 災害時の態勢

ア 緊急時の対策

(ア) 校長等は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会へ報告しなければならない。また、児童生徒の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有する。

(ロ) 校長等は、状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校（休園）等適切な処置をとる。

(ハ) 校長等は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立する。

- (オ) 校長等は、学校運営に関する計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

イ 児童生徒の健康対策・精神保健対策

(7) 応急処置・感染症対策

養護教諭・その他の教職員等はけが人の手当、心肺蘇生法等を施し、救急隊又は医師に引き継ぐまで応急手当をする。

また、患者の収容施設の確保や隔離収容施設や救急医療施設、救急医薬品の確保に努める。

さらに、食中毒発生の防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

(i) 臨時健康診断

学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行うものとする。

(ii) 児童生徒の心身の健康観察、心の健康相談

学校医、臨床心理士、養護教諭等教職員は、特に保護者と必要な連携をとりながら、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

(エ) 要配慮者への援護

対象児童生徒等のもつ障害の種類により、次のような配慮を行うものとする。

a 聴覚障害児の場合、手話通訳者等による情報提供

ウ 災害復旧時の態勢

- (7) 校長等は、授業の再開に必要な教職員を掌握するとともに、児童生徒、教職員等の被災状況等を調査し、市教育委員会に報告する。

- (i) 校長等は市教育委員会と連絡し、校舎の整備を図るほか、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。

- (ii) 市教育委員会及び当該校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

- (エ) 学校等へ収容可能な児童生徒等は、学校等に収容し、指導する。教育活動の再開に際しては、登下校（園）の安全の確保を期するよう留意し、指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。

- (オ) 疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記(エ)に準じた指導を行うように努める。

- (カ) 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、市教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開を期する。

- (キ) 校長等は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業となるよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(3) 教育施設の確保

市は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるために、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を図る。

イ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等を設けるか、又は被災を免れた社

会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。

エ 教育施設が避難所として開設されている施設については、避難住民、自治会等と十分な協議のうえ、教育施設の確保を図るものとする。

(4) 教職員の確保

市は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保する。

ア 教職員は、原則として勤務先の各学校に参集する。ただし、交通途絶で通勤不能の教職員は、市内の最寄りの学校に参集する。

(7) 校長は、学校で掌握した参集教職員の人数等を市に報告するものとする。

(イ) 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教職員をもって授業が行える体制を整えるものとする。

(ウ) 市は、県と連絡を密にとり、必要な措置を講じるものとする。

イ 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたす場合、市は、県との連携のもとに、学校間の教職員の応援を要請するとともに、非常勤講師等の任用などを行うものとする。

(5) 臨時休校等の措置

施設の被害又は児童生徒教職員の被災の程度によっては、校長と協議のうえ、臨時休校等の措置をとることとする。また、臨時休校の対応策として夏季休業期間中の振替授業等により、授業時間を確保すること及び教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施についても適宜協議するものとする。

2 学用品の給与

(1) 給与対象者

災害によって住家に被害を受けた児童生徒で学用品をそう失又はき損し、就学に支障をきたしている者

(2) 給与対象者の把握

市は、学校と緊密な連絡を保ち、給与対象となる児童生徒数及び応急教育に必要な学用品等について、その種類、数量を把握する。

(3) 学用品の調達

ア 教科書の調達

被災した学校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。また、他の市町村に使用済教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

県から送付されたものを配布するほか、県の指示により調達する。

ウ 災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、市は同法の基準に沿

った学用品が支給できるようにする。

(4) 学用品の給与方法

ア 教科書は、学年別、使用教科別に給与対象名簿を作成して配分する。

イ 学用品は、小、中学校別に配分計画書を作成して配分する。

(5) 支給品目

ア 教科書及び教材

(7) 文部科学省検定教科書及び文部科学省著作教科書

(i) 準教科書として使用されているもの（テキスト等）

(ii) ワークブックとして利用されているもの（補充問題集等）

イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、鉛筆、画用紙等）

ウ 通学用品（運動靴、雨傘、カバン、学用靴等）

3 通学路の危険防止

学校幼稚園の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校（園）長は、その危険防止について適切な指導を行い、その周知徹底を図る。

4 学校給食施設の措置及び活用計画

一定の地域あるいは学校の校舎が被害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能になったときは、次に掲げる事項について特に留意するものとする。

- (1) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (2) 給食物資、飲料水及び作業員の確保対策について
- (3) 近隣の給食実施校による給食の援助について
- (4) 医薬品の確保及び食中毒の予防対策について
- (5) 感染症対策について
- (6) 給食施設を被災者の炊き出し用に使用した際の代替措置について

5 文化財の保護

(1) 被災防止対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、市は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

(2) 被害報告

国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、被害状況を調査し、その結果を速やかに市に報告するものとする。

(3) 応急対策

ア 文化財に火災等の災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、消防へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

イ 国、県及び市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。

ウ 市は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第38節 義援金品の受付、配分

総務部 健康福祉部

大規模な災害時には、県内外から多くの義援金、義援物資が送られてくることが予想されるため、これらの受け入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

県及び市は、被災地のニーズの把握及び報道機関等を通じた公表、被災地のニーズに応じた物資の提供の受付、被災地（受入側）と市民、企業等（提供側）の連絡調整業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。

また、市民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

1 義援金品の募集

市は、義援金品の募集について一般への周知が必要と認められる場合は、県、日本赤十字社富山県支部、富山県共同募金会に連絡するとともに、市のホームページ及び報道機関等を通じ次の事項を公表する。

(1) 義援金

ア 振込金融機関名、口座番号、口座名義等

イ 受付窓口

(2) 義援物資

ア 募集する物資リスト（募集以外の物資は受け入れず、義援金での支援を呼びかける。）

イ 送り先（集積拠点、避難所等）

2 義援金品の受入れ及び保管

(1) 義援金

受付窓口を開設し、市が直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

(2) 義援物資

受入れ・照会窓口を開設し、受入要員を配置するとともに、受入物資リストを作成する。受け入れた物資は、集積拠点等に輸送し、保管する。

3 義援金品の配分

(1) 義援金の配分

市は、県から災害規模に応じ配分された義援金、市が直接受領した義援金等について、「義援金配分委員会」を設置し、配分率及び配分方法等を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑な配分を行うものとする。その際、県の義援金配分方針に従うものとする。

(2) 義援物資の配分

ア 避難所からの情報により、必要な物資・数量を把握し、現地に届ける。

- イ 早期に民間輸送業者の協力を依頼し、迅速かつ効果的な配布を行う。
- ウ ボランティア等と連携し、必要物資を迅速に被災者に届ける。

第39節 応急公用負担

関係各部

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより必要な措置を図るものとする。

1 災害対策基本法に基づく応急公用負担

(災害対策基本法第64条・65条、71条)

- (1) 市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。
- ア 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容することができる。
 - イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができる。
 - ウ 市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
 - エ 市長は、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。
- (2) 警察官、海上保安官は、市長若しくはその職務の権限の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前(1)ア、イ、ウの市長の職権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は、直ちに市長に通知しなければならない。

2 応急公用負担の手続き等

(災害対策基本法第64条、同法施行令第24条―27条)

- (1) 市長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前1(1)アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。
- ア 土地建物等の所有者等の権原を有する者に対し当該処分等に係る必要事項を通知するものとする。
 - イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示するものとする。
- (2) 市長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前1(1)イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。
- ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等の返還のため、保管を始めた日から14日間、当該市又は警察署、海上保安部もしくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示するものとする。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数料のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担するものとする。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6月を経過しても返還することのできない工作物等の所有権は次のとおりとなる。

- (7) 市長が保管する場合、市
- (イ) 警察署長が保管する場合、県
- (ウ) 海上保安部長が保管する場合、国
- (エ) 自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

3 事前措置等

(災害対策基本法第59条)

- (1) 市長は、災害が発生するおそれがあるときに、災害を拡大するおそれがある設備又は物件の占有者等に対し災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安等の措置を指示することができる。
- (2) 警察署長又は海上保安部長は、市長から要求があったときは、事前措置等の指示を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

4 損害補償、損失補償

(災害対策基本法第82条、84条)

(1) 損害補償

市長は、市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

市長は、施設・土地等の管理、使用、物資の収用など応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第2編 地震・津波災害対策編

第3章 災害復旧対策計画

第1節 市民生活安定のための緊急対策

関係各部

大規模な災害が発生した場合は、家族の喪失、財産の喪失等大きな混乱状態が予想される。市は、生活の安定、再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講じるとともに、災害の規模や程度に応じて、貸付など必要な措置及び被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

内閣府、厚生労働省、県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 生活相談

(1) 総合相談所の開設

被災者及び被災事業者を総合的に支援するため、市は、必要に応じて総合相談所を設置する。総合相談所は、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

(2) 各種相談窓口の設置

総合相談所では、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

この際、女性の相談員も配置されるよう努める。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

- ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ク 教育（学校）
- ケ 福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
- コ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- サ 廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- シ 金融（生活資金の融資等）
- ス 税の減免
- セ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）
- ソ ガス消費機器の取扱い等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

2 り災証明書の発行

租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅資金の貸付等に際し、当該災害によって被災したという証明が必要となるので、被災世帯に対して、り災証明書（様式12）を発行する。

(1) 発行手続

り災証明書の交付申請（様式11）が被災者からあった場合、被災者台帳（第2章35節「建物の被害認定調査」参照。確認できないものについては、申請者の立証資料）等に基づき発行する。ただし、火災に関するものは滑川消防署で取扱う。

(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

ア 住家、住家以外の建物の被害

- (ア) 全壊
- (イ) 大規模半壊
- (ウ) 中規模半壊
- (エ) 半壊
- (オ) 準半壊
- (カ) 準半壊に至らない（一部損壊）
- (キ) 床上（床下）浸水

イ 人的被害

- (ア) 死亡
- (イ) 行方不明
- (ウ) 負傷

ウ その他の物的被害

3 その他のり災証明書の発行

田畑等その他のり災証明は、当該対象の被害調査を所管する部において発行する。

4 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

5 被災者のメンタルケア

災害に伴い被災者は、様々な精神障害に陥ることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、市は、県や各関係機関との連携のうえ、迅速できめ細かな対策を講じるものとする。

(1) 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- ア 茫然自失、無感情、無表情な状態反応
- イ 耐え難い災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- ウ 現実否認による精神麻痺状態
- エ 家族等を失ったためのショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- オ 被災後、しばらくしても不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- カ 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

(2) 対策

心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して市は、県や各関係機関との連携のうえ、次のような対策をできる限り早い時期に講じるものとする。

- ア 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- イ 各種情報を提供するための、避難所等における被災者向けの講演会の実施
- ウ 専門施設での相談電話の開設
- エ 広報誌等による被災者への情報提供
- オ 小・中学校における児童・生徒へのカウンセリング

6 義援金、義援物資の取扱い

義援金、義援物資の取扱いについては、第2章第38節「義援金品の受付、配分」参照。

7 各種支給制度

(1) 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律） 窓口：市

市は、条例の定めるところにより、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア 対象災害

- (ア) 1市町村において、住居が5世帯以上滅失した災害
- (イ) 県内において住宅が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (ウ) 県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び(イ)と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
- (エ) 災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 500万円以内
- (イ) その他の者 250万円以内

ウ 受給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同

様の事情にあった者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

(2) 災害障害見舞金(災害弔慰金の支給等に関する法律) 窓口：市

ア 支給対象者

市は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- (ア) 両目が失明した者
- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者
- (カ) 両上肢の用を全廃した者
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者
- (ク) 両下肢の用を全廃した者
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が(ア)～(ク)と同程度以上と認められる者

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 250万円以内
- (イ) その他の者 125万円以内

(3) 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法) 窓口：市

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

ア 対象となる自然災害

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村の区域に係る自然災害
- (イ) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- (ウ) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- (エ) (ア)又は(イ)に規定する被害が発生した市町村以外の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
- (オ) 隣接県において(ア)から(ウ)までに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

- (カ) (ウ)又は(エ)に規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

イ 支給対象世帯

- (ア) 住宅が全壊した世帯
 (イ) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
 (ウ) 災害による被害が発生する危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
 (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（ウにおいて「大規模半壊世帯」という。）

ウ 支援金の額

- (ア) 被災世帯（その属する者の数が1である世帯（エ）において「単身世帯」という。）を除く。以下ウにおいて同じ。）に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に、当該被災世帯が次に掲げる世帯の区分であるときは、当該各区分に定める額を加えた額とする。
- a 住宅を建設又は購入する世帯 200万円
 - b 住宅を補修する世帯 100万円
 - c 住宅を貸借する世帯 50万円（公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）
- (イ) (ア)の規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害により(ア)のaからcまでのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に(ア)のaからcに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- (ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であつて被災者生活再建支援法施行令第3条第1項各号に定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、同条第2項及び第3項に定める額とする。
- (エ) 単身世帯の世帯主に対する支援金の額については、(ア)から(ウ)までの規定を準用する。この場合において、(ア)及び(イ)の規定中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5000円」と、(ア)の規定中「200万円」とあるのは「150万円」と、(ウ)の規定中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。

(4) 災害見舞金（滑川市災害見舞金の支給に関する条例） 窓口：市

市は、条例の定めるところにより、災害で被害を受けた市民又は遺族に対し見舞金を支給する。（条例に基づく災害弔慰金・災害障害見舞金又は被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けた場合を除く。）

ア 対象災害

(ア) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、高波、地震、津波、落雷その他の異常な自然現象

(イ) 火事若しくは爆発

イ 災害見舞金の種類

(ア) 遺族見舞金

(イ) 負傷見舞金

(ウ) 住居り災見舞金

ウ 支給額

見舞金の種類	被害の程度	見舞金
遺族見舞金	死亡	10万円
負傷見舞金	療養に要する期間がおおむね30日以上	1万円
	療養に要する期間がおおむね7日以上30日未満	5千円
住居り災見舞金	全壊・流出・全焼	10万円
	半壊・半焼	1万5千円～9万円
	一部損壊・一部焼	5千円～3万円
	床上浸水	1万円

8 各種貸付制度

(1) 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律） 窓口：市

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市は、条例の定めるところにより、県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。

被害の種類及び程度	貸付限度額
(ア) 世帯主の1か月以上の負傷	150万円
(イ) 家財等の損傷	
a 家財の1/3以上の損害	150万円
b 住居の半壊	170万円
c 住居の全壊（dの場合を除く。）	250万円
d 住居全体の滅失又は流失	350万円
(ウ) (ア)と(イ)が重複した場合	
a (ア)と(イ)のaが重複した場合	250万円
b (ア)と(イ)のbが重複した場合	270万円
c (ア)と(イ)のcが重複した場合	350万円
(エ) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	
a (イ)のbの場合	250万円
b (イ)のcの場合	350万円

被害の種類及び程度	貸付限度額
c (ウ)のbの場合	350万円

イ 貸付条件

(ア) 所得制限

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては、1,270万円

(イ) 利率：年3%（据置期間は無利子）

(ウ) 据置期間：3年（特別の事情がある場合は5年）

(エ) 償還期間：10年（据置期間含む。）

(オ) 償還方法：年賦、半年賦又は月賦

(2) 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度） 窓口：滑川市社会福祉協議会

災害により被害を受けた低所得者世帯等における速やかな自立更生のために、県社会福祉協議会が民生委員、市社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付けを行う。

種 類	福祉費	
内 容	災害を受けたことにより臨時に必要となる費用	災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要となる経費
貸付対象	低所得世帯、障害者又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）	
貸付限度額	150万円	250万円
据置期間	6月以内 （災害の状況に応じて2年以内）	
償還期間	据置期間経過後7年以内	
利 率	無利子 （連帯保証人がいない場合：年1.5%）	

(3) 富山県勤労者生活資金融資制度 窓口：北陸労働金庫（県内の支店）

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し県は不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付けを行う。

種 類	災害復旧資金
貸付対象	富山県内に居住しており、かつ、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者
貸付限度額	150万円

償還期間	5年以内
利 率	年2.2%、保証料別途年0.8%

9 職業の斡旋及び離職者に対する生活資金支援制度の周知

- (1) 災害による離職者の再就職について公共職業安定所に就職のあっせんを要請する。
- (2) 「離職者生活安定資金」、「総合支援資金」の融資制度の周知を図る。

10 中小企業、農林漁業者に対する支援

(1) 中小企業への融資等

市は、災害により被害を受けた中小企業者の既往借入金について、償還の猶予や償還期間の延長等の要望に対して柔軟に対応するよう関係機関へ要請するとともに、必要に応じて新規融資制度の創設を含めた融資制度の拡充を検討する。また、県や政府系金融機関の災害復旧貸付制度等を周知することにより、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

(2) 農林漁業者への融資等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し農林水産業施設等の災害復旧資金及び経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫の災害復旧貸付制度等の周知を行うほか、必要に応じて新規融資制度の創設検討などを行う。

ア 日本政策金融公庫による融資

(ア) 農業関係資金

- a 農業基盤整備資金
- b 農林漁業セーフティネット資金
- c 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

(イ) 林業関係資金

- a 林業基盤整備資金（造林、林道）
- b 農林漁業セーフティネット資金（林業経営維持）
- c 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

(ウ) 漁業関係資金

- a 漁業基盤整備資金
- b 漁船資金
- c 農林漁業セーフティネット資金
- d 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、水産施設、災害復旧）

イ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく利子補給による低利融資

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法が発動された場合、市は農業協同組合等金融機関に利子補給を行うとともに、被害農林漁業者等に市長による被害認定書を交付し、低利な天災資金の融資を受けられるようにする。

ウ 関係金融機関等に対する要請

災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し必要

に応じて関係金融機関等に要請する。

11 市税等の減免等

市は、災害により被災者の納付すべき市税等について、地方税法又は条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市税等（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を講じるものとする。

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合、被災納税義務者等の申請に基づき、2か月を限度として延長する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税等を一時に納付又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められたときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災した納税義務者に対し条例の定めるところにより減免を行う。

12 その他の減免等

災害によって住宅等に著しい損害を受けたときは、その損害の程度に応じて、介護保険料、保育料、水道料金等を減免する等特別な措置を講じる。

13 郵便業務に係る災害事務取扱い等

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第2節 激甚災害の指定

本部室 関係各部

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早急に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

1 激甚災害に関する調査

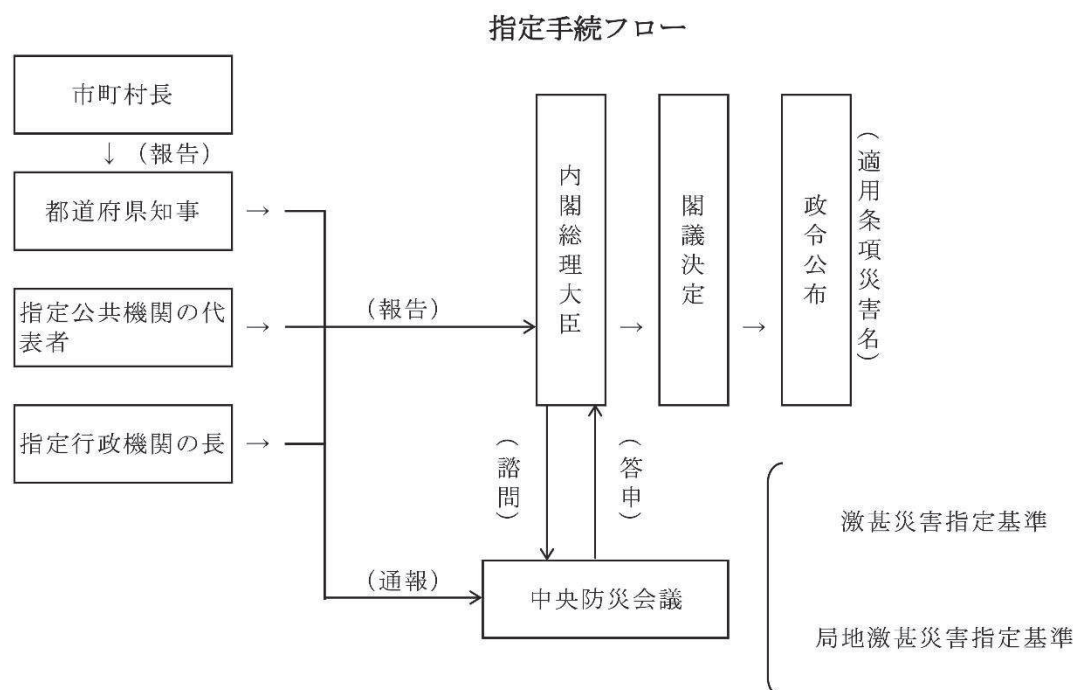
市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を取りまとめ県に報告する。災害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 災害の発生
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

県は、市からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう努めるものとする。

2 激甚災害指定の手続き

県は、国の機関と連絡を取り、激甚災害指定の手続きをとる。



3 特別財政援助の交付（申請）手続

激甚災害の指定を受けたときは、関係各部は速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金の交付手続を行うものとする。

4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は、資料12-2 参照。

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

関係各部

人心の安定及び経済的・社会的活動の早急な回復を図るため、災害により被災した公共施設の災害復旧は、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、事業計画を速やかに策定し、迅速に実施する。

1 災害復旧計画の策定等

(1) 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定

公共土木施設を所管する各関係部課は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、関係機関が連携して復興計画を策定する。

(2) 災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

2 指導・助言制度の活用

(1) 緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて県を通じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

(2) 災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（大規模災害時の専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。